

データ集

1 大気関係

(1) 大気汚染に係る環境基準達成状況（一般環境大気測定局）

（令和6年度）

地点 番号	項目 測定局	二酸化窒素			浮遊粒子状物質				
		日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値 による日平均 値が0.06ppm を超えた日数	環境 基準 適合 否	長期的評価		短期的評価		環境 基準 適合 否
					日平均値 の2%除 外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	
1	三篠小学校	0.014	0	○	0.027	0	0	0	○
2	皆実小学校	0.018	0	○	0.027	0	0	0	○
3	井口小学校	0.019	0	○	0.033	0	0	0	○
4	安佐南区役所	0.014	0	○	0.028	0	0	0	○
5	可部小学校	0.010	0	○	0.028	0	0	0	○
6	福木小学校	0.017	0	○	0.029	0	0	0	○
7	伴小学校	0.015	0	○	0.030	0	0	0	○

地点 番号	項目 測定局	光化学オキシダント			二酸化硫黄			微小粒子状物質			
		昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた日数 と時間数		環境 基準 適合 否	日平均値 の2%除 外値 (ppm)	環境基準の 長期的 評価による日平均 値が0.04ppmを 超えた日数	環境 基準 適合 否	年 平均 値 (μg/m ³)	日平均値の 年間98%値 (μg/m ³)	日平均値 が35μg/m ³ を超えた 日数	環境 基準 適合 否
		日	時間								
1	三篠小学校	87	495	×	—	—	—	7.7	20.8	1	○
2	皆実小学校	66	346	×	0.002	0	○	8.1	22.9	1	○
3	井口小学校	79	415	×	0.002	0	○	9.6	21.5	1	○
4	安佐南区役所	86	468	×	0.002	0	○	7.1	20.3	1	○
5	可部小学校	71	340	×	—	—	—	8.5	19.9	0	○
6	福木小学校	71	357	×	—	—	—	8.9	20.9	0	○
7	伴小学校	79	390	×	0.002	0	○	6.9	20.8	1	○

注1 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化硫黄の環境基準適合否は、長期的評価により判定しています。

注2 光化学オキシダントについて昼間とは、5時から20時までの時間帯をいいます。したがって、1日につき6時から20時までの15時間分の1時間値が得られます。

注3 光化学オキシダントについては、1時間値が環境基準値0.06ppmを超えたため、環境基準不適合となっています。

(2) 大気汚染に係る環境基準達成状況（自動車排出ガス測定局）

（令和6年度）

地点 番号	項目 測定局	二酸化窒素			浮遊粒子状物質			一酸化炭素		
		日平均 値の年 間98% 値 (ppm)	98%値評価 による日平 均値が 0.06ppmを 超えた日数	環 境 基 準 適 否	日平均 値の2% 除外値 (mg/m ³)	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数	環 境 基 準 適 否	日平均 値の除 外2% 値 (ppm)	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が10ppm を超えた日 数	環 境 基 準 適 否
8	紙屋町	0.024	0	○	0.029	0	○	0.4	0	○
9	比治山	0.020	0	○	0.027	0	○	—	—	—
10	庚午	0.021	0	○	0.028	0	○	0.5	0	○
11	古市小学校	0.016	0	○	0.027	0	○	—	—	—

地点 番号	項目 測定局	微小粒子状物質			
		年 平均 値 (μg/m ³)	日平均 値の年 間98% 値 (μg/m ³)	日平均値 が35μg/m ³ を超えた 日数	環 境 基 準 適 否
8	紙屋町	9.6	22.5	0	○
9	比治山	9.8	21.6	1	○
10	庚午	9.1	21.6	0	○
11	古市小学校	9.6	22.5	1	○

注 二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微粒子状物質の環境基準適否は、長期的評価により判定しています。

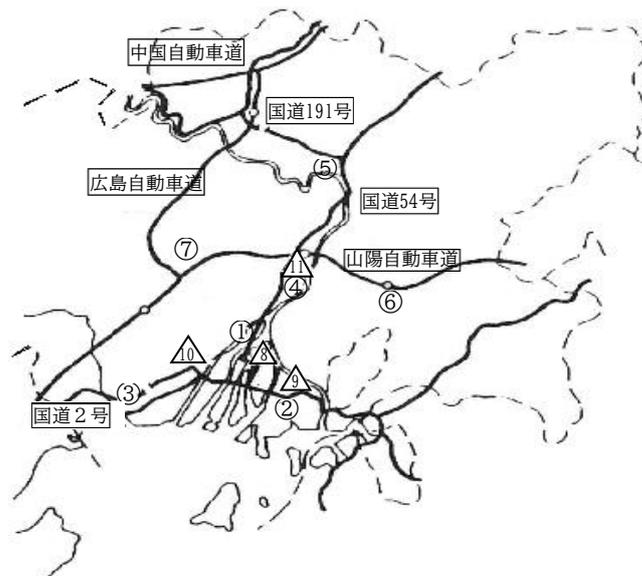


図25 大気測定局の位置図

(3) 窒素酸化物測定結果

(令和6年度)

地点番号	測定局	用途地域	一酸化窒素(NO)					二酸化窒素(NO ₂)															
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数		
												時間	%	時間	%	日	%	日	%				
1	三篠小学校	二種住居	359	8,587	0.001	0.026	0.003	359	8,587	0.006	0.043	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0
2	皆実小学校	一種住居	358	8,557	0.001	0.046	0.004	358	8,557	0.008	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
3	井口小学校	一種中高層住専	355	8,513	0.001	0.032	0.004	355	8,513	0.007	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
4	安佐南区役所	一種住居	357	8,527	0.001	0.039	0.003	357	8,527	0.006	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0
5	可部小学校	二種住居	356	8,537	0.001	0.019	0.002	356	8,537	0.005	0.032	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.010	0
6	福木小学校	一種中高層住専	358	8,554	0.001	0.053	0.007	358	8,554	0.007	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0
7	伴小学校	一種住居	359	8,575	0.001	0.060	0.007	359	8,575	0.006	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0
8	紙屋町	商業	314	7,538	0.013	0.104	0.022	314	7,538	0.014	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0
9	比治山	近隣商業	358	8,546	0.003	0.053	0.008	358	8,546	0.010	0.048	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
10	庚午	近隣商業	357	8,564	0.006	0.064	0.011	357	8,564	0.010	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0
11	古市小学校	近隣商業	351	8,422	0.003	0.048	0.008	351	8,422	0.007	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0

地点番号	測定局	用途地域	窒素酸化物(NO+NO ₂)					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO ₂ NO+NO ₂ %
1	三篠小学校	二種住居	359	8,587	0.007	0.061	0.016	85.3
2	皆実小学校	一種住居	358	8,557	0.009	0.080	0.021	87.3
3	井口小学校	一種中高層住専	355	8,513	0.008	0.064	0.021	88.7
4	安佐南区役所	一種住居	357	8,527	0.007	0.069	0.015	87.7
5	可部小学校	二種住居	356	8,537	0.005	0.042	0.011	86.3
6	福木小学校	一種中高層住専	358	8,554	0.008	0.074	0.022	85.4
7	伴小学校	一種住居	359	8,575	0.007	0.083	0.020	82.3
8	紙屋町	商業	314	7,538	0.027	0.132	0.043	53.1
9	比治山	近隣商業	358	8,546	0.013	0.085	0.028	73.8
10	庚午	近隣商業	357	8,564	0.015	0.090	0.029	64.4
11	古市小学校	近隣商業	351	8,422	0.010	0.075	0.022	71.5

(4) 浮遊粒子状物質測定結果

(令和6年度)

地点番号	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数
						時間	%	日	%				
1	三小 学 篠校	二種住居	365	8,729	0.013	0	0.0	0	0.0	0.080	0.027	○	0
2	皆小 学 実校	一種住居	364	8,720	0.012	0	0.0	0	0.0	0.078	0.027	○	0
3	井小 学 口校	一種中高層住専	364	8,728	0.015	0	0.0	0	0.0	0.127	0.033	○	0
4	安区 佐役 南所	一種住居	365	8,722	0.014	0	0.0	0	0.0	0.117	0.028	○	0
5	可小 学 部校	二種住居	365	8,737	0.013	0	0.0	0	0.0	0.117	0.028	○	0
6	福小 学 木校	一種中高層住専	364	8,724	0.014	0	0.0	0	0.0	0.102	0.029	○	0
7	伴小 学 校	一種住居	365	8,741	0.014	0	0.0	0	0.0	0.136	0.030	○	0
8	紙屋 町	商業	333	8,000	0.014	0	0.0	0	0.0	0.075	0.029	○	0
9	比治 山	近隣商業	365	8,729	0.013	0	0.0	0	0.0	0.082	0.027	○	0
10	庚 午	近隣商業	365	8,734	0.014	0	0.0	0	0.0	0.080	0.028	○	0
11	古小 学 市校	近隣商業	363	8,724	0.013	0	0.0	0	0.0	0.082	0.027	○	0

(5) 微小粒子状物質測定結果

(令和6年度)

地点番号	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の年間98%値
						日	%	
1	三小 学 篠校	二種住居	359	8,487	7.7	1	0.3	20.8
2	皆小 学 実校	一種住居	362	8,568	8.1	1	0.3	22.9
3	井小 学 口校	一種中高層住専	362	8,700	9.6	1	0.3	21.5
4	安区 佐役 南所	一種住居	352	8,299	7.1	1	0.3	20.3
5	可小 学 部校	二種住居	307	7,380	8.5	0	0.0	19.9
6	福小 学 木校	一種中高層住専	363	8,700	8.9	0	0.0	20.9
7	伴小 学 校	一種住居	352	8,348	6.9	1	0.3	20.8
8	紙屋 町	商業	352	8,519	9.6	0	0.0	22.5
9	比治 山	近隣商業	363	8,705	9.8	1	0.3	21.6
10	庚 午	近隣商業	363	8,709	9.1	0	0.0	21.6
11	古小 学 市校	近隣商業	363	8,696	9.6	1	0.3	22.5

(6) 二酸化硫黄測定結果

(令和6年度)

地点番号	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
						時間	%	日	%				
2	皆実小学校	一種住居	365	8,665	0.000	0	0	0	0	0.007	0.002	○	0
3	井口小学校	一種中高層住専	365	8,672	0.001	0	0	0	0	0.005	0.002	○	0
4	安佐南区役所	一種住居	365	8,670	0.001	0	0	0	0	0.008	0.002	○	0
7	伴小学校	一種住居	364	8,667	0.001	0	0	0	0	0.009	0.002	○	0

(7) 一酸化炭素測定結果

(令和6年度)

地点番号	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
						回	%	日	%				
8	紙屋町	商業	365	8,687	0.3	0	0	0	0	0.8	0.4	○	0
10	庚午	近隣商業	357	8,560	0.3	0	0	0	0	0.9	0.5	○	0

(8) 光化学オキシダント測定結果

(令和6年度)

地点番号	測定局	用途地域	昼間測定日数		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
			日	時間		日	時間	日	時間		
1	三篠小学校	二種住居	365	5,417	0.036	87	495	0	0	0.094	0.048
2	皆実小学校	一種住居	365	5,431	0.034	66	346	0	0	0.092	0.046
3	井口小学校	一種中高層住専	365	5,426	0.036	79	415	0	0	0.094	0.047
4	安佐南区役所	一種住居	365	5,425	0.035	86	468	0	0	0.095	0.048
5	可部小学校	二種住居	365	5,427	0.032	71	340	0	0	0.094	0.046
6	福木小学校	一種中高層住専	365	5,425	0.033	71	357	0	0	0.094	0.047
7	伴小学校	一種住居	365	5,433	0.034	79	390	0	0	0.095	0.047

(9) 炭化水素測定結果

(令和6年度)

項目	地点番号	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
								最高値	最低値	日	%	日	%
								ppmC	ppmC	日	%	日	%
炭化水素	8	紙屋町	商業	8,618	2.08	2.08	365	2.24	1.90	—	—	—	—
	9	比治山	近隣商業	8,633	2.06	2.08	365	2.33	1.90	—	—	—	—
	10	庚午	近隣商業	8,636	2.10	2.12	364	2.43	1.92	—	—	—	—
	11	古市小学校	近隣商業	8,605	2.05	2.07	364	2.27	1.91	—	—	—	—
非メタン炭化水素	8	紙屋町	商業	8,618	0.09	0.08	365	0.23	0.00	1	0.3	0	0.0
	9	比治山	近隣商業	8,633	0.06	0.06	365	0.23	0.00	1	0.3	0	0.0
	10	庚午	近隣商業	8,636	0.10	0.12	364	0.28	0.02	11	3.0	0	0.0
	11	古市小学校	近隣商業	8,605	0.07	0.08	364	0.23	0.00	1	0.3	0	0.0

(10) アスベスト調査結果

単位：f/L

(令和6年度)

地域	地域区分	広島市		全国	
		最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値
バックグラウンド地域	住宅地域	0.085～0.85	0.27	<0.056～0.12	0.077
	商工業地域	<0.056～0.39	0.15	<0.056～0.10	0.073
発生源周辺	幹線道路沿線	<0.056～0.62	0.23	<0.056～0.21	0.073

注1 調査結果は、総繊維数濃度です。平均値は、幾何平均値です。

注2 全国数値は令和4年度の環境省調査結果です。

(11) 環境大気中フロン類調査

単位：ppb

(令和6年度)

測定地点名 項目	安佐南区役所	比治山測定局	楠那中学校	大林小学校
CFC-11	0.23	0.23	0.22	0.23
CFC-12	0.52	0.52	0.51	0.51
CFC-113	0.067	0.068	0.067	0.067
CFC-114	0.017	0.017	0.017	0.017
HFC-134a	0.20	0.20	0.38	0.17
HCFC-22	0.29	0.29	0.27	0.31
HCFC-123	<0.0020	(0.0028)	<0.0020	<0.0020
HCFC-141b	0.033	0.032	0.031	0.032
HCFC-142b	0.026	0.026	0.024	0.025
HCFC-225ca	<0.0017	<0.0017	<0.0017	<0.0017
HCFC-225cb	<0.0025	<0.0025	<0.0025	<0.0025
プロモメタン	0.014	0.012	0.013	0.012
1,1,1-トリクロロエタン	(0.0022)	<0.0019	<0.0019	<0.0019
四塩化炭素	0.077	0.080	0.079	0.082

注 測定は毎月実施しています。

当該地点における測定結果の算術平均値を記載しました。ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合は、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いて平均値を算出しました。なお、この方法による計算値が検出下限値以上・定量下限値未満の場合はその値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は(<検出下限値(数値))と記載しました。

(12) 大気測定車による測定結果

(令和6年度)

番号	測定地点 (調査区分)	測定期間 月/日～月/日	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	オキシソント	浮遊粒子状物質
			(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(mg/m ³)
			最高値	最高値	最高値	最高値	最高値
			平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
1	湯来中学校	6/20～7/10	0.001	0.002	0.010	0.064	0.032
			0	0	0.001	0.018	0.007
		9/26～10/16	0.003	0.006	0.003	0.044	-
			0.001	0	0.001	0.014	-
2	矢野南小学校	7/11～7/31	0.008	0.011	0.018	0.074	0.037
			0.001	0.001	0.003	0.025	0.011
		11/28～12/18	0.006	0.033	0.024	0.059	-
			0.001	0.002	0.006	0.027	-
3	大林小学校	5/30～6/19	0.005	0.003	0.012	0.095	0.036
			0.001	0	0.003	0.039	0.008
		11/7～11/27	0.003	0.011	0.019	0.048	-
			0	0.001	0.004	0.019	-
4	広島修道大学	5/9～5/29	0.006	0.007	0.030	0.086	0.038
			0.001	0	0.005	0.046	0.011
		10/17～11/6	0.003	0.009	0.014	0.059	-
			0	0.001	0.005	0.022	-

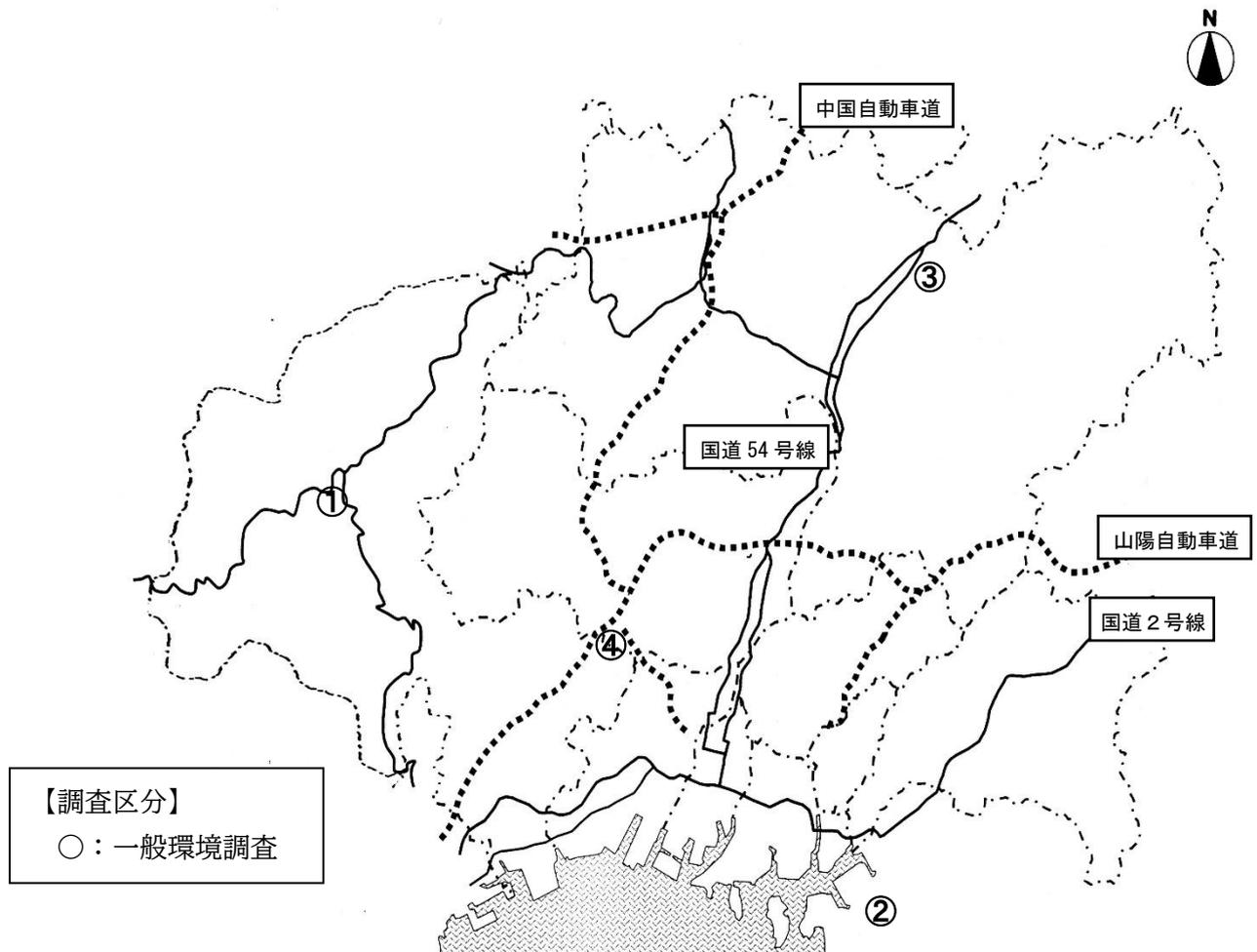


図26 大気測定車による測定地点図（令和6年度）

番号	測定地点	区名	用途地域	調査区分
1	湯来中学校	佐伯	準都市計画区域	一般環境調査
2	矢野南小学校	安芸	一種中高住専	一般環境調査
3	大林小学校	安佐北	一種住居	一般環境調査
4	広島修道大学	安佐南	一種中高住専	一般環境調査

(13) 風向構成比及び風速

(令和6年度)

測定局		風 向										
		NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW
三篠小学校	頻 度 (%)	22.0	6.9	2.2	0.6	0.5	0.5	0.5	1.4	4.1	12.7	6.3
	平均風速(m/s)	1.03	0.79	0.71	0.78	0.80	0.93	0.98	1.35	1.64	1.81	1.31
皆実小学校	頻 度 (%)	0.8	0.3	0.4	0.6	1.5	4.7	10.7	5.2	4.7	23.0	7.8
	平均風速(m/s)	0.72	0.76	0.81	0.85	0.98	1.14	1.35	1.03	1.03	1.68	1.39
井口小学校	頻 度 (%)	5.1	5.4	4.0	3.7	3.2	4.0	5.8	17.2	20.6	4.8	3.3
	平均風速(m/s)	2.48	2.49	1.58	1.02	0.82	0.93	1.21	2.03	2.26	1.35	1.27
安 佐 南 区 役 所	頻 度 (%)	12.8	23.1	5.5	1.6	0.9	0.8	1.4	5.2	12.7	16.4	7.1
	平均風速(m/s)	2.07	1.90	1.46	1.10	0.98	1.11	1.26	2.14	3.13	2.83	2.08
可部小学校	頻 度 (%)	7.1	1.0	0.5	0.4	0.4	1.2	3.5	25.3	10.2	2.9	2.1
	平均風速(m/s)	2.19	1.53	1.39	1.17	1.25	1.54	2.35	3.38	2.59	1.23	1.04
福木小学校	頻 度 (%)	15.7	10.1	5.4	2.4	1.6	0.6	0.6	1.2	6.5	11.7	19.8
	平均風速(m/s)	1.46	1.52	1.62	1.25	1.12	0.98	1.10	1.00	2.65	2.48	2.77
伴 小 学 校	頻 度 (%)	6.1	3.9	2.2	1.7	0.8	0.9	3.6	8.7	12.2	9.7	5.6
	平均風速(m/s)	1.47	1.41	1.38	1.23	1.21	0.97	2.11	2.57	2.97	2.36	0.97

(左下に続く)

測定局		風 向						合 計 平均値
		W	WNW	NW	NNW	N	CALM	
三篠小学校	頻 度 (%)	6.4	13.8	5.9	4.3	4.7	7.1	100.0
	平均風速(m/s)	1.13	1.12	0.73	0.75	0.97		1.06
皆実小学校	頻 度 (%)	2.1	1.2	9.7	15.5	5.2	6.6	100.0
	平均風速(m/s)	0.88	0.70	1.15	1.12	1.03		1.19
井口小学校	頻 度 (%)	3.1	2.1	1.5	1.8	2.7	11.7	100.0
	平均風速(m/s)	0.96	1.14	1.42	2.24	2.98		1.61
安 佐 南 区 役 所	頻 度 (%)	1.3	1.7	1.5	1.6	4.2	2.1	100.0
	平均風速(m/s)	0.97	1.16	1.58	1.51	1.80		2.11
可部小学校	頻 度 (%)	1.7	3.6	8.0	12.7	17.3	2.1	100.0
	平均風速(m/s)	1.00	1.32	1.56	1.89	2.16		2.26
福木小学校	頻 度 (%)	4.8	0.9	1.4	2.2	8.3	6.8	100.0
	平均風速(m/s)	2.05	0.91	0.82	0.82	1.28		1.80
伴 小 学 校	頻 度 (%)	4.6	6.5	8.6	7.4	6.9	10.7	100.0
	平均風速(m/s)	0.69	0.65	0.87	1.07	1.38		1.48

注 CALM：静穏（風速が0.3m/s未満の場合をいいます。）

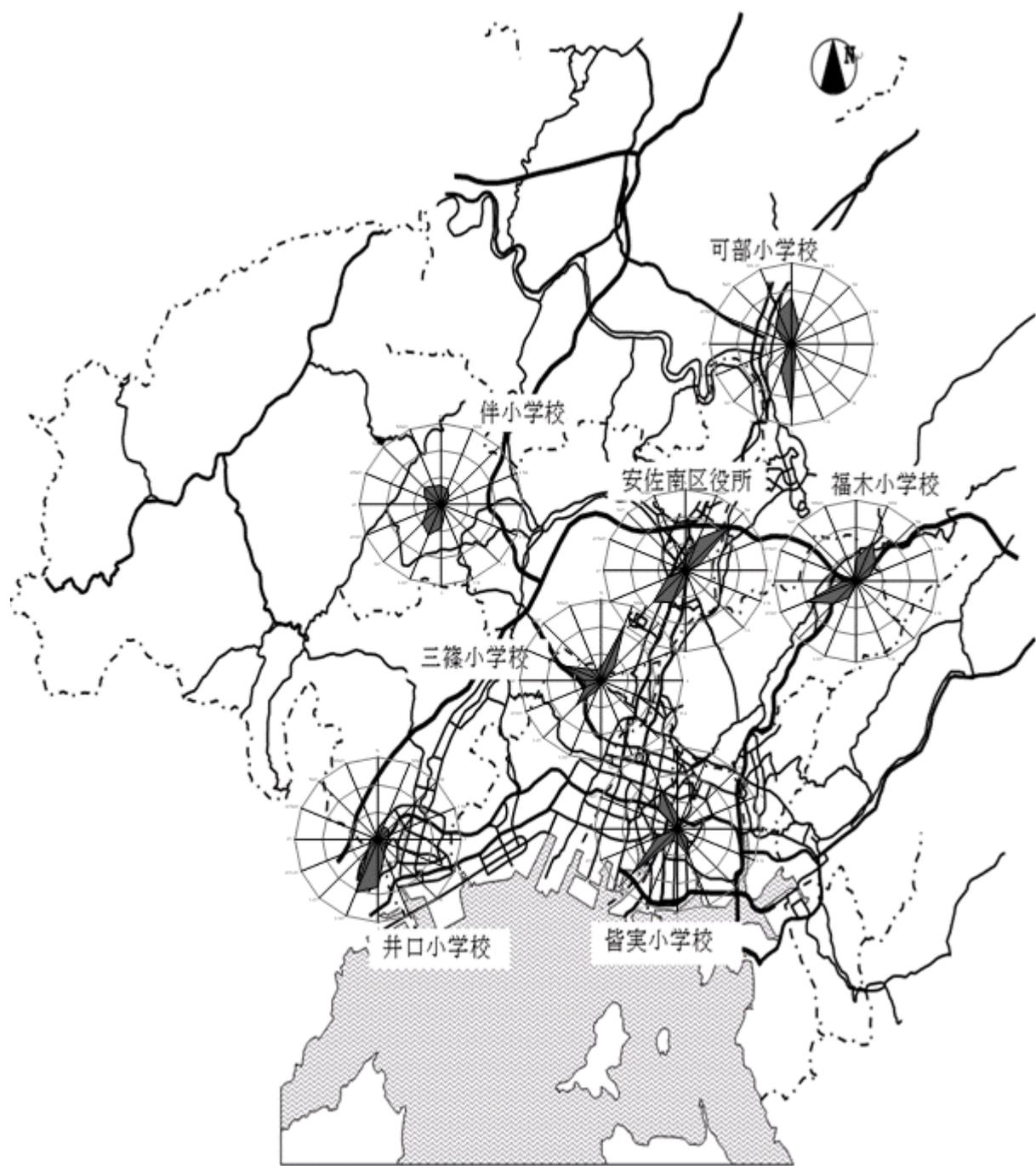


图27 風配図（令和6年度）

2 水質関係

(1) 調査項目一覧

(令和6年度)

水 域 名	番号	測 定 地 点 名	類型	環 境 基 準 点	水 質 調 査				要 監 視 項 目	洗 剤 残 存 調 査	底 質 調 査	備 考		
					生 活 環 境 項 目	健 康 項 目 等	栄 養 塩 類					測 定 計 画	補 足 調 査	
岡ノ下川	1	千岡同橋	-		○							○		
	2	岡ノ下川	-		○							○		
八幡川水系	八幡川上流	3	魚切貯水池上流	A	□	○	○	○	○			○		
		4	魚切貯水池	A		○		○				○		
		5	郡橋	A	□	○	○	○				○		
	八幡川下流	6	泉八幡川河口	B	□	○	○	○	○	○		○		
		7	八幡川河口	B		○					○	○		
	石内川	8	原田下橋	-		○							○	
		9	鳴谷橋	-		○							○	
		10	石内川河口	-		○							○	
	梶毛川	11	梶毛川河口	-		○							○	
	太田川水系	水内川	12	水内川河口	A	□	○	○	○				○	
太田川上流(二)			13	高山川下流	A	□	◎	◎	◎				◎	
			14	壬辰橋	A	□	◎	◎	◎				◎	
		15	行森川合流点	A		○						○		
太田川上流		16	太田川橋	A		◎	◎	◎	◎				◎	
		17	玖村	A		◎	◎	◎	◎				◎	
		18	矢口川上流	A		◎	◎	◎	◎				◎	
		19	戸坂上水道取水口	A	□	○	○	○		○	○		○	
太田川下流		20	大芝水門	A		○							○	
		21	己斐橋	B		○							○	
小河内川		22	旭橋	B	□	◎	◎	◎				○	◎	
		23	小河内川河口	-		○								○
吉山川		24	戸山	A		○							○	
		25	吉山川(川井橋)	A	□	○	○	○					○	
鈴張川		26	榎原橋	A		○							○	
		27	宇津橋	A	□	○	○	○		○			○	
後山川		28	後山川河口	-		○								○
大毛寺川		29	灰川橋	-		○								○
大井出川		30	大井出川河口	-		○								○
帆待川		31	帆待川河口	-		○								○
新川	32	新川樋門	-		○								○	
根谷川上流	33	人甲川合流前	A	□	○	○	○					○		
	根谷川下流	34	桐原川合流前	B		○							○	
		35	土居橋	B		○							○	
		36	根の谷橋	B	□	◎	◎	◎		○			◎	
桐原川	37	桐原川	-		○								○	
南原川	38	南原川	-		○								○	
三篠川	39	見坂川下流	A	□	●							●		
	40	関川下流	A	□	○	○	○					○		
	41	狩留家	A	□	○	○	○					○		
	42	深川	A	□	◎	◎	◎		○			◎		
湯坂川	91	湯坂川支川(6地点)	-					○					○	
		湯坂川(2地点)	-					○					○	
関川	44	関川	-		○								○	
小河原川	45	小河原川	-		○								○	
落合川	46	落合川河口	-		○								○	
戸坂川	47	戸坂川河口	-		○								○	
古川下流	48	東原	B	□	◎	◎	◎					◎		
	安川	49	大塚川下流	B		○							○	
		50	下地	B		○							○	
		51	上安	B		○							○	
52	五軒安屋	B	□	○	○	○					○			

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

水 域 名	番号	測 定 地 点 名	類型	環 境 基 準 点	水 質 調 査			要監視 項目	洗剤残 存調査	底 質 調 査	備 考	
					生活環 境項目	健 康 項目等	栄 養 塩 類				測定 計画	補足 調査
太 田 川 水 系	奥 畑 川	53	奥 畑 川	-		○						○
	大 塚 川	54	大 塚 川	-		○						○
	新 安 川	55	長 東 駅 入 口	-		○						○
	山 本 川	56	新 天 王 橋 下	-		○						○
	八 幡 川	57	戸 島 橋	-		○						○
	旧 太 田 川	58	舟 入 橋	A	□	◎	◎	◎		○	◎	
	京 橋 川	59	御 幸 橋	A	□	○	○	○		○	○	
	猿 猴 川	60	仁 保 橋	B	□	○	○	○	○	○	○	
		61	向 洋 入 江	B						○	○	
		62	下 鶴 江 橋	D		○						○
		63	新 大 州 橋	D	□	○	○	○	○			○
	64	昭 和 大 橋	A	□	◎	◎	◎		○	◎		
	65	南 大 橋	A	□	◎	◎	◎		○	◎		
的 場 川	66	新 月 見 橋	-		○							○
瀬 野 川 水 系		90	石 仏 橋			○			○			○
	瀬 野 川	67	一 貫 田	B		○			○			○
		68	高 貫 部			○			○			○
		69	貫 道			○			○			○
		70	日 浦 橋		□	●	○	●	●○	○	○	●○
熊 野 川	71	熊 野 川 河 口	-		○			○			○	
畑 賀 川	72	畑 賀 川 河 口	-		○			○			○	
尾 崎 川	73	自衛隊前クリーク	-		○						○	
矢 野 川	74	矢 野 川	-		○						○	
宮 下 川	75	極 楽 橋	-		○						○	
広 島 湾 海 域	五日市・廿日市 地先海域	76	2 6 番 地 点	A	□	○	○	○				○
	広 島 市 地 先 海 域	77	太 田 川 河 口 沖	A		○						○
		78	天 満 川 河 口 沖			○						○
		79	江 波 沖		□	○	○	○				○
		80	旧 太 田 川 河 口 沖			○						○
		81	元 宇 品 沖			○						○
	広 島 湾	82	1 2 番 地 点		□	○	○	○				○
		83	1 7 番 地 点		□	○	○	○				○
		84	宇 品 ・ 似 島 中 間 点	A	□	○	○	○				○
85		金 輪 島 西 岸							○		○	
86	金 輪 島 南		□	○	○	○				○		
海 田 湾	87	仁 保 沖		□	○	○	○				○	
	88	猿 猴 川 河 口 沖	B		○						○	
	89	海 田 湾 中 央		□	○	○	○				○	

注 地点番号43(三篠川河口)は調査対象外としたため欠番

- ：広島市環境保全課による調査
- ◎：国土交通省中国地方整備局による調査
- ：広島県環境保全課による調査

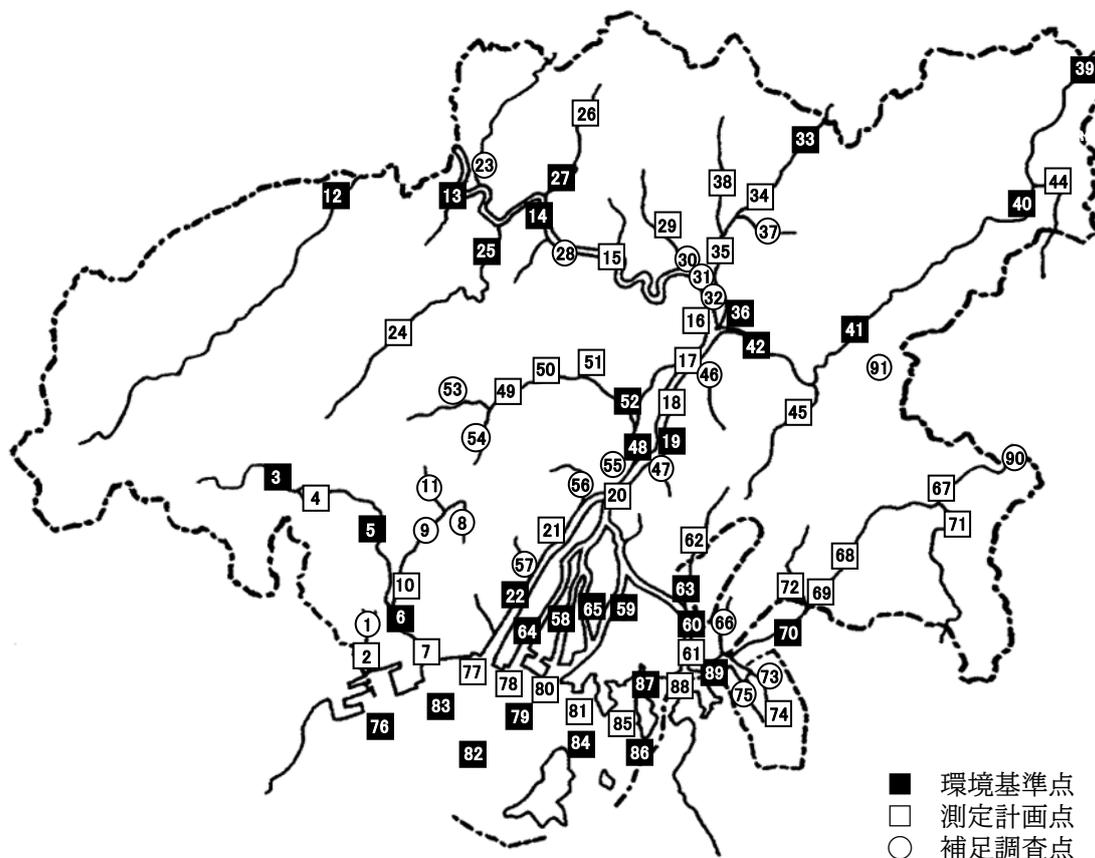


図28 水質及び底質の調査地点（令和6年度）

番号	測定地点名	番号	測定地点名	番号	測定地点名	番号	測定地点名	番号	測定地点名
1	千同橋	21	己斐橋	41	狩留家	61	向洋入江	81	元宇品沖
2	岡ノ下川	22	旭橋	42	深川橋	62	下鶴江橋	82	12番地点
3	魚切貯水池上流	23	小河内川河口	-	-	63	新大州橋	83	17番地点
4	魚切貯水池	24	戸山	44	関川	64	昭和大橋	84	字品・似島中間点
5	郡橋	25	吉山川(川井橋)	45	小河原川	65	南大橋	85	金輪島西岸
6	泉橋	26	榎原橋	46	落合川河口	66	新月見橋	86	金輪島南
7	八幡川河口	27	宇津橋	47	戸坂川河口	67	一貫田	87	仁保沖
8	原田下橋	28	後山川河口	48	東原	68	高部	88	猿猴川河口沖
9	鳴谷橋	29	灰川橋	49	大塚川下流	69	貫道	89	海田湾中央
10	石内川河口	30	大井出川河口	50	下地	70	日浦橋	90	石仏橋
11	梶毛川河口	31	帆待川河口	51	上安	71	熊野川河口	91	湯坂川支川(6地点)
12	水内川河口	32	新川樋門	52	五軒屋	72	畑賀川河口		湯坂川(2地点)
13	高山川下流	33	人甲川合流前	53	奥畑川	73	自衛隊前クリーク		
14	壬辰橋	34	桐原川合流前	54	大塚川	74	矢野川		
15	行森川合流点	35	土居橋	55	長束駅入口	75	極楽橋		
16	太田川橋	36	根の谷橋	56	新天王橋下	76	26番地点		
17	玖村	37	桐原川	57	戸島橋	77	太田川河口沖		
18	矢口川上流	38	南原川	58	舟入橋	78	天満川河口沖		
19	戸坂上水道取水口	39	見坂川下流	59	御幸橋	79	江波沖		
20	大芝水門	40	関川下流	60	仁保橋	80	旧太田川河口沖		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準値に適合した割合（河川）

（令和6年度）

類型	項目	調査対象 検体数	環境基準値 に適合した 検体数	環境基準値に適合した割合				環境基準値	
				%	20	40	60		80
A (25測定地点)	pH	384	378	98.4	[Progress bar]				6.5以上8.5以下
	DO	384	366	95.3	[Progress bar]				7.5mg/L以上
	BOD	384	366	95.3	[Progress bar]				2mg/L以下
	SS	384	384	100	[Progress bar]				25mg/L以下
	大腸菌数	288	258	89.6	[Progress bar]				300CFU/100mL以下
	小計	1,824	1,752	96.1	[Progress bar]				—
B (17測定地点)	pH	300	298	99.3	[Progress bar]				6.5以上8.5以下
	DO	300	300	100.0	[Progress bar]				5mg/L以上
	BOD	300	297	99.0	[Progress bar]				3mg/L以下
	SS	300	296	98.7	[Progress bar]				25mg/L以下
	大腸菌数	204	188	92.2	[Progress bar]				1,000CFU/100mL以下
	小計	1,404	1,379	98.2	[Progress bar]				—
D (2測定地点)	pH	16	16	100	[Progress bar]				6.0以上8.5以下
	DO	16	16	100	[Progress bar]				2mg/L以上
	BOD	16	16	100	[Progress bar]				8mg/L以下
	SS	16	16	100	[Progress bar]				100mg/L以下
	小計	64	64	100	[Progress bar]				—
総計 (44測定地点)	pH	700	692	98.9	[Progress bar]				—
	DO	700	682	97.4	[Progress bar]				—
	BOD	700	679	97.0	[Progress bar]				—
	SS	700	696	99.4	[Progress bar]				—
	大腸菌数	492	446	90.7	[Progress bar]				—
小計	3,292	3,195	97.1	[Progress bar]				—	

注 国土交通省中国地方整備局の調査(12地点)及び広島県環境保全課の調査(2地点)を含みます。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準値に適合した割合（海域）

（令和6年度）

類型	項目	調査対象 検体数	環境基準値 に適合した 検体数	環境基準値に適合した割合				環境基準値	
				%	20	40	60		80
A (10測定地点)	pH	264	226	85.6	[Progress bar]				7.8以上8.3以下
	DO	264	205	77.7	[Progress bar]				7.5mg/L以上
	COD	264	102	38.6	[Progress bar]				2mg/L以下
	油分等	120	120	100	[Progress bar]				検出されないこと。
	大腸菌数	120	119	99.2	[Progress bar]				300CFU/100mL以下
	小計	1,032	772	74.8	[Progress bar]				—
B (3測定地点)	pH	72	57	79.2	[Progress bar]				7.8以上8.3以下
	DO	72	72	100	[Progress bar]				5mg/L以上
	COD	72	39	54.2	[Progress bar]				3mg/L以下
	油分等	36	36	100	[Progress bar]				検出されないこと。
	小計	252	204	81.0	[Progress bar]				—
総計 (13測定地点)	pH	336	283	84.2	[Progress bar]				—
	DO	336	277	82.4	[Progress bar]				—
	COD	336	141	42.0	[Progress bar]				—
	油分等	156	156	100	[Progress bar]				—
	大腸菌数	120	119	99.2	[Progress bar]				—
	小計	1,284	976	76.0	[Progress bar]				—

注 五日市・廿日市地先海域、広島湾は海域-A 類型ですが、大腸菌数については、自然環境保全を利用目的としている地点の環境基準が適応されます。

(4) BOD (COD) の環境基準達成状況

(令和6年度)

環境基準類型 あてはめ水域名	類 型	指定 年度	地点 番号	環境基準点名	BOD (COD)		環境基準 不適合割合		適 合 状 況	達 成 状 況	備 考
					平均値 (mg/L)	75%値 (mg/L)	x/y	%			
					八幡川	八幡川上流	A	50			
			5	郡橋	1.2	1.3	1/12	8	○		
	八幡川下流	B	50	6	泉橋	1.4	1.7	0/12	0	○	郡橋より下流
太田川	水内川	A	50	12	水内川河口	0.5	<0.5	0/12	0	○	
	太田川上流(二)	A	50	13	高山川下流	0.7	0.7	0/12	0	○	明神橋から行森川合流点まで
				14	壬辰橋	0.7	0.8	0/12	0	○	
	太田川上流	A	45	19	戸坂上水道取水口	0.7	0.8	0/12	0	○	行森川合流点から祇園水門まで
	太田川下流	B	45	22	旭橋	1.5	2.1	0/12	0	○	祇園水門より下流
	吉山川	A	50	25	吉山川(川井橋)	0.7	0.7	0/12	0	○	
	鈴張川	A	50	27	宇津橋	0.7	0.7	0/12	0	○	
	根谷川上流	A	50	33	人甲川合流前	0.7	0.5	0/12	0	○	代田一合橋より上流
	根谷川下流	B	50	36	根の谷橋	0.9	1.0	0/12	0	○	代田一合橋より下流
	三篠川	A	50	39	見坂川下流	0.5	<0.5	0/12	0	○	
				40	関川下流	0.6	0.5	0/12	0	○	
				41	狩留家	0.6	0.6	0/12	0	○	
				42	深川橋	0.8	0.7	0/12	0	○	
	古川下流	B	50	48	東原	0.9	1.1	0/12	0	○	安川合流点より下流
	安川	B	50	52	五軒屋	0.6	0.6	0/12	0	○	
	旧太田川	A	45	58	舟入橋	1.3	1.2	2/12	17	○	
京橋川	A	45	59	御幸橋	1.0	1.0	1/12	8	○		
猿猴川	B	59	60	仁保橋	1.0	1.3	0/12	0	○		
府中大川	D	60	63	新大州橋	0.8	1.0	0/12	0	○		
天満川	A	45	64	昭和大橋	1.4	1.4	3/12	25	○		
元安川	A	45	65	南大橋	1.2	1.2	1/12	8	○		
瀬野川	B	45	70	日浦橋	0.8	1.0	0/12	0	○		
広島湾	五日市・廿日市地先海域	A	49	76	2 6 番地点	3.4	3.9	10/12	83	×	×
	広島市地先海域	A	49	79	江波沖	2.9	3.9	8/12	67	×	×
	広島湾	A	49	82	1 2 番地点	2.9	3.7	8/12	67	×	×
				83	1 7 番地点	3.2	4.1	9/12	75	×	
				84	宇品・似島中間点	2.5	2.9	8/12	67	×	
				86	金輪島南	2.3	2.6	7/12	58	×	
	海田湾	B	49	87	仁保沖	3.3	4.3	5/12	42	×	×
				89	海田湾中央	3.5	4.9	6/12	50	×	

注1 国土交通省中国地方整備局(河川9地点)及び広島県環境保全課(河川2地点)の調査を含みます。

注2 x:環境基準に適合しない日数 y:総測定日数

注3 $x/y \leq 25\%$ である環境基準点において、環境基準に適合していると判断します。また、環境基準類型あてはめ水域内全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、その水域が環境基準を達成しているものと判断します。

注4 BOD(COD)の欄は河川についてはBOD、海域についてはCODの値を示します。

注5 地点番号は、データ集の「2 水質関係-(1) 調査項目一覧」に準じています。

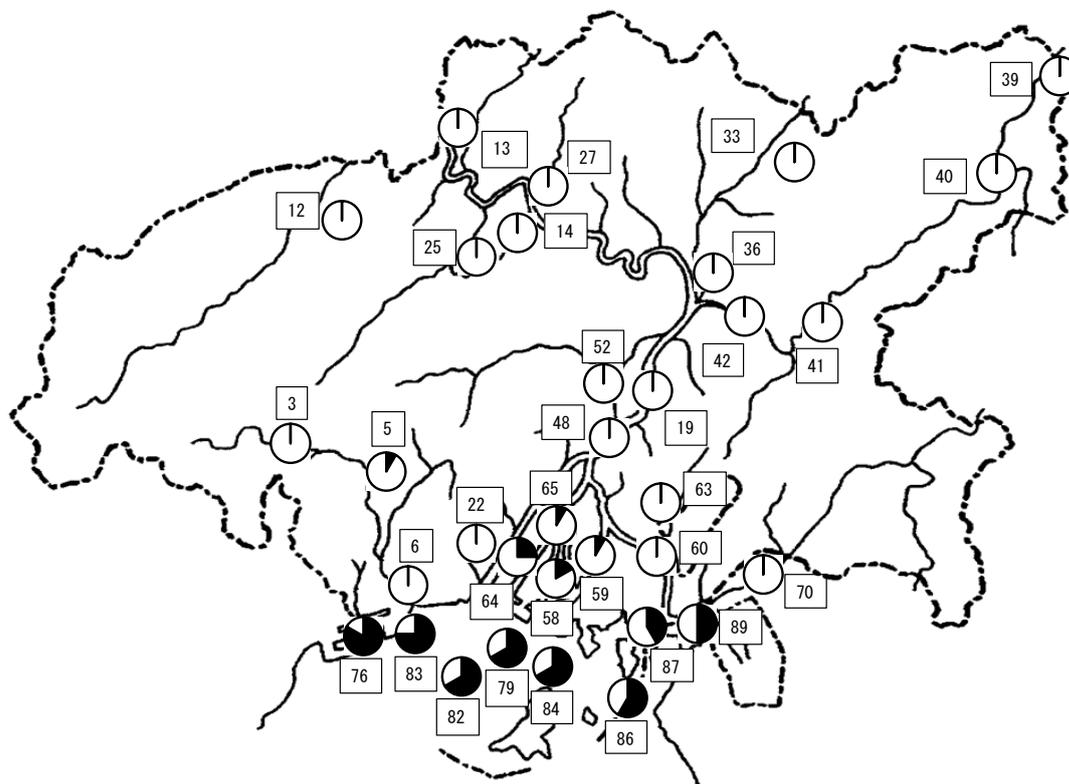
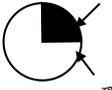


図29 河川及び海域における環境基準達成状況（令和6年度）

番号	測定地点名	x/y	番号	測定地点名	x/y	(注)
3	魚切貯水池上流	0/12	52	五軒屋	0/12	1 x/y=環境基準に適合しない日数 /総測定日数
5	郡橋	1/12	58	舟入橋	2/12	
6	泉橋	0/12	59	御幸橋	1/12	2 河川についてはBOD、海域についてはCOD を判定項目としています。
12	水内川河口	0/12	60	仁保橋	0/12	
13	高山川下流	0/12	63	新大州橋	0/12	3 グラフの見方 環境基準に適合しない割合(x/y) 環境基準に適合する割合(1-x/y) x/y ≤ 25%の場合、環境基準に適合し ていると判断します。
14	壬辰橋	0/12	64	昭和大橋	3/12	
19	戸坂上水道取水口	0/12	65	南大橋	1/12	
22	旭橋	0/12	70	日浦橋	0/12	
25	吉山川（川井橋）	0/12	76	26番地点	10/12	
27	宇津橋	0/12	79	江波沖	8/12	
33	人甲川合流前	0/12	82	12番地点	8/12	
36	根の谷橋	0/12	83	17番地点	9/12	
39	見坂川下流	0/12	84	宇品・似島中間点	8/12	
40	関川下流	0/12	86	金輪島南	7/12	
41	狩留家	0/12	87	仁保沖	5/12	
42	深川橋	0/12	89	海田湾中央	6/12	
48	東原	0/12				

(5) 生活環境項目調査結果(河川)

(令和6年度)

水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO		BOD		SS		大腸菌数		COD (mg/L)
				最小~最大	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (CFU/100ml)	x/y	
岡ノ下川	1	千同橋	-	7.6~9.0	-/2	11	-/2	0.8	-/2	7	-/2	120	-/2	3.1
	2	岡ノ下川		7.5~8.6	-/12	9.2	-/12	1.1	-/12	7	-/12	740	0/12	3.4
八幡川上流	3	魚切貯水池上流	A	7.0~7.7	0/12	10	0/12	0.6	0/12	1	0/12	240	3/12	1.6
	4	魚切貯水池		7.2~9.3	4/24	9.8	1/24	1.2	2/24	2	0/24	45	0/12	2.5
	5	郡橋		7.2~8.7	1/12	11	0/12	1.2	1/12	2	0/12	260	2/12	2.4
八幡川下流	6	泉橋	B	7.3~8.5	0/12	10	0/12	1.4	0/12	2	0/12	220	0/12	2.6
	7	八幡川河口		7.4~8.2	0/12	10	0/12	0.9	0/12	2	0/12	340	1/12	2.5
石内川	8	原田下橋	-	7.8~7.9	-/2	9.7	-/2	0.7	-/2	2	-/2	180	-/2	2.8
	9	鳴谷橋		7.6~7.8	-/2	9.7	-/2	0.6	-/2	2	-/2	980	-/2	2.6
	10	石内川河口		7.5~9.0	-/12	10	-/12	0.7	-/12	1	-/12	1000	0/12	2.1
梶毛川	11	梶毛川河口	-	7.5~7.7	-/4	9.6	-/4	0.5	-/4	2	-/4	250	-/4	2.4
水内川	12	水内川河口	A	7.0~7.6	0/12	10	0/12	0.5	0/12	1	0/12	37	0/12	1.3
太田川上流 (二)	13	高山川下流	A	6.8~7.4	0/12	10	0/12	0.7	0/12	2	0/12	150	1/12	1.8
	14	壬辰橋		6.8~7.8	0/12	10	0/12	0.7	0/12	2	0/12	52	0/12	1.9
	15	行森川合流点		7.4~8.5	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	46	0/12	1.7
太田川上流	16	太田川橋	A	6.8~8.5	0/12	10	0/12	0.7	0/12	2	0/12	67	0/12	1.9
	17	玖村		7.1~7.8	0/12	10	0/12	0.8	0/12	3	0/12	82	0/12	2.0
	18	矢口川上流		6.9~7.9	0/48	10	0/48	0.8	0/48	2	0/48	260	1/12	2.0
	19	戸坂上水道取水口		7.3~7.8	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	36	0/12	1.8
	20	大芝水門		7.1~7.5	0/12	10	1/12	0.6	0/12	2	0/12	97	1/12	2.0
太田川下流	21	己斐橋	B	7.4~8.1	0/12	8.8	0/12	1.0	0/12	2	0/12	110	0/12	2.4
	22	旭橋		7.0~8.4	0/24	8.5	0/24	1.5	1/24	5	0/24	410	2/12	3.1
小河内川	23	小河内川河口	-	7.5~7.6	-/2	10	-/2	0.6	-/2	2	-/2	86	-/2	2.0
吉山川	24	戸山	A	7.4~7.6	0/6	10	0/6	0.7	0/6	2	0/6	180	1/6	1.4
	25	吉山川(川井橋)		7.3~8.0	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	240	1/12	1.4
鈴張川	26	模原橋	A	7.5~8.0	0/6	10	0/6	0.7	0/6	3	0/6	110	0/6	1.5
	27	宇津橋		7.4~8.2	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	88	1/12	1.5
後山川	28	後山川河口	-	8.0	-/2	11	-/2	1.1	-/2	4	-/2	840	-/2	3.1
大毛寺川	29	灰川橋	-	7.6~8.0	-/12	10	-/12	0.7	-/12	1	-/12	650	0/12	1.5
大井出川	30	大井出川河口	-	7.8~8.0	-/2	11	-/2	0.9	-/2	4	-/2	880	-/2	2.2
帆待川	31	帆待川河口	-	7.5~8.4	-/2	12	-/2	1.8	-/2	3	-/2	850	-/2	3.8
新川	32	新川樋門	-	7.7~8.8	-/2	11	-/2	1.4	-/2	4	-/2	380	-/2	3.0
根谷川上流	33	人甲川合流前	A	7.3~7.7	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	200	3/12	2.2
	34	桐原川合流前		7.4~8.0	0/12	10	0/12	0.6	0/12	1	0/12	190	0/12	2.1
	35	土居橋	B	7.4~8.0	0/12	10	0/12	0.6	0/12	2	0/12	380	1/12	2.1
根谷川下流	36	根の谷橋		6.8~8.2	0/48	9.6	0/48	0.9	0/48	3	1/48	270	1/12	2.2
	37	桐原川	-	7.4~7.7	-/2	11	-/2	0.5	-/2	1	-/2	240	-/2	1.5
南原川	38	南原川	-	7.2~7.8	-/4	10	-/4	0.6	-/4	1	-/4	370	0/4	1.5
三篠川	39	見坂川下流	A	7.3~8.5	0/12	9.3	1/12	0.5	0/12	1	0/12	19	0/12	1.8
	40	関川下流		7.4~7.8	0/12	10	0/12	0.6	0/12	2	0/12	480	4/12	2.4
	41	狩留家		7.2~7.7	0/12	9.7	1/12	0.6	0/12	2	0/12	100	1/12	2.3
	42	深川橋		7.5~8.7	1/12	10	0/12	0.8	0/12	5	0/12	97	1/12	2.3
関川	44	関川	-	7.4~7.8	-/4	10	-/4	0.7	-/4	1	-/4	210	0/4	2.4
小河原川	45	小河原川	-	7.4~7.7	-/4	9.5	-/4	0.7	-/4	2	-/4	280	0/4	2.1
落合川	46	落合川河口	-	7.5	-/2	9.5	-/2	0.9	-/2	1	-/2	2500	-/2	2.0
戸坂川	47	戸坂川河口	-	8.9	-/2	14	-/2	1.3	-/2	2	-/2	650	-/2	3.2
古川下流	48	東原	B	6.8~7.8	0/48	9.5	0/48	0.9	0/48	4	1/48	630	2/12	2.6
安川	49	大塚川下流	B	7.5~8.0	0/12	9.8	0/12	1.0	1/12	2	0/12	9000	5/12	2.7
	50	下地		7.6~8.1	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	490	1/12	2.3
	51	上安		7.5~8.4	0/12	10	0/12	0.6	0/12	3	0/12	440	1/12	2.1
	52	五軒屋		7.5~8.0	0/12	9.8	0/12	0.6	0/12	2	0/12	440	1/12	2.2

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO		BOD		SS		大腸菌数		COD
				最小～最大	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (CFU/100ml)	x/y	平均 (mg/L)
奥畑川	53	奥畑川	-	7.4~7.6	-/4	10.0	-/4	0.5	-/4	1	-/4	130	-/4	1.9
大塚川	54	大塚川	-	7.7~8.0	-/4	9.7	-/4	2.3	-/4	1	-/4	38000	-/4	3.5
新安川	55	長東駅入口	-	7.6~7.9	-/2	11	-/2	1.4	-/2	1	-/2	2300	-/2	3.3
山本川	56	新天王橋下	-	7.6~7.7	-/2	10	-/2	1.1	-/2	1	-/2	1000	-/2	2.8
八幡川	57	戸島橋	-	7.8~7.9	-/2	11	-/2	1.3	-/2	2	-/2	14000	-/2	3.4
旧太田川	58	舟入橋	A	6.9~8.2	0/24	9.1	2/24	1.3	3/24	5	0/24	150	2/12	2.7
京橋川	59	御幸橋	A	7.2~8.4	0/24	8.7	4/24	1.0	2/24	4	0/24	74	0/12	2.7
猿猴川	60	仁保橋	B	7.3~8.7	1/24	8.8	0/24	1.0	1/24	4	2/24	120	0/12	2.7
府中大川	62	下鶴江橋	D	7.5~8.0	0/4	10	0/4	0.6	0/4	2	0/4	690	0/4	2.2
	63	新大州橋	D	7.5~8.3	0/12	8.8	0/12	0.8	0/12	7	0/12	920	0/12	3.1
天満川	64	昭和大橋	A	7.0~8.3	0/24	8.7	4/24	1.4	6/24	6	0/24	270	6/12	3.2
元安川	65	南大橋	A	6.9~8.1	0/24	9.1	4/24	1.2	4/24	5	0/24	200	2/12	2.8
的場川	66	新月見橋	-	7.8~8.3	-/2	10.0	-/2	0.8	-/2	17	-/2	97	-/2	4.9
瀬野川	67	一貫田	B	7.5~7.7	0/12	9.8	0/12	0.5	0/12	1	0/12	160	0/12	1.8
	68	高部		7.5~7.8	0/12	9.6	0/12	0.6	0/12	1	0/12	160	0/12	1.9
	69	貫道		7.4~7.6	0/12	9.4	0/12	0.6	0/12	1	0/12	420	1/12	1.9
	70	日浦橋		7.5~8.9	1/12	10	0/12	0.8	0/12	1	0/12	200	0/12	2.0
熊野川	71	熊野川河口	-	7.4~7.7	-/4	9.6	-/4	0.6	-/4	1	-/4	350	0/4	2.1
畑賀川	72	畑賀川河口	-	7.6~7.8	-/4	9.6	-/4	0.6	-/4	3	-/4	330	0/4	2.3
尾崎川	73	自衛隊前クリーク	-	7.4~7.6	-/2	6.9	-/2	1.3	-/2	3	-/2	7100	-/2	3.9
矢野川	74	矢野川	-	7.6~7.9	-/4	9.9	-/4	0.7	-/4	1	-/4	4100	0/4	2.4
宮下川	75	極楽橋	-	7.5~7.6	-/2	9.3	-/2	0.7	-/2	2	-/2	460	-/2	2.2

注 m: 環境基準値不適合の検体数 n: 総検体数
x: 環境基準値不適合の日数 y: 総測定日数

(6) 生活環境項目調査結果 (海域)

(令和6年度)

水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO		COD		油分等		大腸菌数	
				最小～最大	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (CFU/100ml)	x/y
五日市・廿日市	76	26番地点	A	7.9~8.9	6/24	9.0	4/24	3.4	19/24	N.D.	0/12	6	0/12
広島市 地先海域	77	太田川河口沖	A	7.8~8.8	3/24	8.1	7/24	2.7	16/24	N.D.	0/12	12	0/12
	78	天満川河口沖		8.0~8.6	2/24	8.4	5/24	2.7	15/24	N.D.	0/12	34	0/12
	79	江波沖		8.0~8.8	3/24	8.6	5/24	2.9	13/24	N.D.	0/12	30	0/12
	80	旧太田川河口沖		7.9~8.6	2/24	8.6	5/24	2.8	16/24	N.D.	0/12	51	1/12
	81	元宇品沖		8.0~9.0	4/24	8.9	5/24	3.0	16/24	N.D.	0/12	8	0/12
広島湾	82	12番地点	A	8.0~8.8	4/24	8.7	5/24	2.9	15/24	N.D.	0/12	7	0/12
	83	17番地点		7.8~8.9	5/24	8.7	4/24	3.2	16/24	N.D.	0/12	9	0/12
	84	宇品・似島中間点		7.8~8.8	4/36	8.4	10/36	2.5	21/36	N.D.	0/12	6	0/12
	86	金輪島南		7.8~8.8	5/36	8.4	9/36	2.3	15/36	N.D.	0/12	13	0/12
海田湾	87	仁保沖	B	7.9~8.9	6/24	8.7	0/24	3.3	11/24	N.D.	0/12	15	-/12
	88	猿猴川河口沖		7.8~8.7	4/24	8.6	0/24	3.3	10/24	N.D.	0/12	75	-/12
	89	海田湾中央		7.8~8.9	5/24	8.7	0/24	3.5	12/24	N.D.	0/12	24	-/12

注 m: 環境基準値不適合の検体数 n: 総検体数 N.D.: 検出されず (定量下限値未満)
x: 環境基準値不適合の日数 y: 総測定日数

(7) 健康項目等調査結果 (河川27地点、海域8地点)

(令和6年度)

測定項目	環境基準	定量下限値 (mg/L)	m/n	最大値(mg/L)
カドミウム	0.003mg/L以下	0.0003	0/67	N.D.
全シアン	検出されないこと。	0.1	0/67	N.D.
鉛	0.01mg/L以下	0.005	0/85	N.D.
六価クロム	0.02mg/L以下	0.01	0/67	N.D.
ヒ素	0.01mg/L以下	0.005	0/75	N.D.
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005	0/67	N.D.
アルキル水銀	検出されないこと。	0.0005	0/0	—
PCB	検出されないこと。	0.0005	0/60	N.D.
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002	0/47	N.D.
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002	0/47	N.D.
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.0004	0/47	N.D.
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.002	0/44	N.D.
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004	0/44	N.D.
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	0.0005	0/44	N.D.
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.0006	0/44	N.D.
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001	0/44	N.D.
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.0005	0/44	N.D.
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.0002	0/44	N.D.
チウラム	0.006mg/L以下	0.0006	0/44	N.D.
シマジン	0.003mg/L以下	0.0003	0/44	N.D.
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.002	0/44	N.D.
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001	0/44	N.D.
セレン	0.01mg/L以下	0.002	0/44	N.D.
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	0.01	0/126	1.4
ふっ素	0.8mg/L以下	0.08	0/36	0.35
ほう素	1mg/L以下	0.01	0/36	0.82
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005	0/44	N.D.

注1 m:環境基準値不適合の検体数 n:総検体数 N.D.:検出されず(定量下限値未満)

(8) 海域の全窒素及び全りんに係る水質調査結果 (表層)

(令和6年度)

水域名	類型	地点 番号	測定地点名	全 窒 素			全 り ん		
				平均 (mg/L)	m/n	達 成 状 況	平均 (mg/L)	m/n	達 成 状 況
広島湾北部	Ⅲ	76	◎18番地点	0.31	0/12		0.029	0/12	
		82	◎12番地点	0.28	0/12		0.035	0/12	
		79	江波沖	0.22	0/12		0.033	1/12	
		83	17番地点	0.59	4/12		0.055	5/12	
		84	宇品・似島中間点	0.22	0/12		0.033	0/12	
		87	◎仁保沖	0.45	1/12		0.050	2/12	
		89	海田湾中央	0.59	5/12		0.061	8/12	
		全窒素・全りに係る環境基準点年間平均値				0.35	—	○	0.038
広島湾南部	Ⅱ	86	◎金輪島南	0.28	3/12		0.028	5/12	
			◎14番地点	0.21	1/12		0.024	3/12	
			◎30番地点	0.21	1/12		0.023	2/12	
全窒素・全りに係る環境基準点年間平均値				0.23	—	○	0.025	—	○

注 m:環境基準値不適合の検体数 n:総検体数

◎は海域の全窒素・全りに係る環境基準

(9) 栄養塩類調査結果 (河川)

単位: mg/L

(令和6年度)

水 域	地点 番号	測定地点名	全窒素	アンモニア 態窒素	亜硝酸 態窒素	硝酸 態窒素	全りん	りん酸態 りん
八幡川上流	3	魚切貯水池上流	0.71	<0.01	<0.005	0.68	0.025	0.015
	4	魚切貯水池	0.70	0.01	0.009	0.56	0.025	0.006
	5	郡橋	0.67	0.01	0.005	0.55	0.038	0.019
八幡川下流	6	泉橋	0.74	0.02	0.016	0.61	0.038	0.021
水内川	12	水内川河口	0.31	0.01	<0.005	0.24	0.004	0.004
太田川上流 (二)	13	高山川下流	0.39	-	<0.005	0.27	0.011	-
	14	壬辰橋	0.42	0.02	<0.005	0.29	0.011	-
太田川上流	16	太田川橋	0.44	0.01	0.005	0.34	0.011	0.005
	17	玖村	0.49	0.01	0.006	0.36	0.016	0.007
	18	矢口川上流	0.48	0.01	0.005	0.35	0.016	0.005
	19	戸坂上水道取水口	0.41	<0.01	<0.005	0.35	0.014	0.005
太田川下流	22	旭橋	0.52	0.10	0.009	0.27	0.033	-
吉山川	25	吉山川(川井橋)	0.64	<0.01	<0.005	0.54	0.023	0.012
鈴張川	27	宇津橋	0.73	0.01	0.006	0.68	0.029	0.018
根谷川上流	33	人甲川合流前	1.1	0.03	0.013	0.95	0.013	0.007
根谷川下流	36	根の谷橋	0.84	0.02	0.009	0.66	0.029	0.014
三篠川	40	関川下流	0.71	0.02	0.006	0.55	0.038	0.031
	41	狩留家	0.59	0.03	0.006	0.40	0.026	0.019
	42	深川橋	0.60	0.01	0.007	0.45	0.028	0.019
古川下流	48	東原	0.80	0.02	0.007	0.64	0.026	0.016
安川	52	五軒屋	1.0	0.01	0.006	0.98	0.033	0.023
旧太田川	58	舟入橋	0.50	-	0.006	0.29	0.022	-
京橋川	59	御幸橋	0.54	0.06	0.007	0.26	0.040	0.023
猿猴川	60	仁保橋	0.47	0.06	0.010	0.24	0.037	0.023
府中大川	63	新大州橋	1.0	0.07	0.015	0.79	0.089	0.074
天満川	64	昭和大橋	0.51	-	0.006	0.31	0.031	-
元安川	65	南大橋	0.50	-	0.006	0.30	0.024	-
瀬野川	70	日浦橋	0.68	-	0.006	0.71	0.032	-

注 各項目の数値は、年平均値です。

(10) 要監視項目調査結果 (河川)

単位: mg/L

(令和6年度)

水 域 名	八幡川 下流	太田川 上流	湯坂川		瀬野川		指針値	定量 下限値
	6	17	91	90	70			
地点番号	6	17	91	90	70			
測定地点名	泉橋	玖村	湯坂川支川 (6地点)	湯坂川 (2地点)	石仏橋	日浦橋		
クロロホルム	N.D.	N.D.	-	-	-	N.D.	0.06 以下	0.001
トランス-1,2- ジクロロエチレン	N.D.	N.D.	-	-	-	N.D.	0.04 以下	0.001
1,2-ジクロロ プロパン	N.D.	N.D.	-	-	-	N.D.	0.06 以下	0.001
p-ジクロロ ベンゼン	N.D.	N.D.	-	-	-	N.D.	0.2 以下	0.001
イソキサチオン	N.D.	N.D.	-	-	-	N.D.	0.008 以下	0.0002
ダイアジノン	N.D.	N.D.	-	-	-	N.D.	0.005 以下	0.0001
フェニトロチオン (MEP)	N.D.	N.D.	-	-	-	N.D.	0.003 以下	0.0002
イソプロチオラン	N.D.	N.D.	-	-	-	N.D.	0.04 以下	0.0005

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

水域名	八幡川 下流	太田川 上流	湯坂川		瀬野川		指針値	定量 下限値
	地点番号	6	17	91		90		
測定地点名	泉橋	玖村	湯坂川支川 (6地点)	湯坂川 (2地点)	石仏橋	日浦橋		
オキシ銅 (有機銅)	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.04 以下	0.002
クロロタロニル (TPN)	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.05 以下	0.0005
プロピザミド	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.008 以下	0.0001
E P N	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.006 以下	0.0005
ジクロロボス (DDVP)	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.008 以下	0.0005
フェノブカルブ (BPMC)	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.03 以下	0.0001
イプロベンホス (IBP)	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.008 以下	0.0001
クロロニトロ フェン(CNP)	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	—	0.0001
トルエン	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.6 以下	0.01
キシレン	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.4 以下	0.01
フタル酸 ジエチルヘキシル	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.06 以下	0.005
ニッケル	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	—	0.001
モリブデン	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.07 以下	0.007
アンチモン	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.02 以下	0.001
塩化ビニル モノマー	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.002 以下	0.0002
エピクロロ ヒドリン	N. D.	N. D.	—	—	—	N. D.	0.0004 以下	0.00004
全マンガン	0.011	0.10	—	—	—	0.005	0.2 以下	0.005
ウラン	0.0005	N. D.	—	—	—	0.0002	0.002 以下	0.0002
PFOS及びPFOA	0.0000041	—	N. D. ～ 0.000091	N. D. ～ 0.000010	0.000036 ～ 0.000083	0.0000099	0.00005 以下 (暫定)	0.0000003

注1 N. D. : 検出されず(定量下限値未満)

注2 PFOSはペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOAはペルフルオロオクタンスルホン酸の略

(11) 洗剤残存調査結果

(令和6年度)

水域名	地点番号	測定地点名	LAS(mg/L)
八幡川下流	6	泉橋	0.0007～0.0025
太田川上流	19	戸坂上水道取水口	N. D. ～0.0006
鈴張川	27	宇津橋	N. D. ～0.0027
根谷川下流	36	根の谷橋	N. D. ～0.0010
三篠川	42	深川橋	N. D. ～0.0009
古川下流	48	東原	N. D. ～0.0023
猿猴川	60	仁保橋	N. D. ～0.0011
府中大川	63	新大州橋	N. D. ～0.0080
瀬野川	70	日浦橋	N. D. ～0.0012

注 定量下限値 (mg/L) : 0.0006 N. D. : 検出されず(定量下限値未満)

(12) 底質調査結果

(令和6年度)

水域名	地点番号	測定地点名	pH	COD (mg/g)	強熱減量 (%)	硫化物総量 (mg/g)	含水率 (%)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	ヒ素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル鉛 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	銅 (mg/kg)	クロム (mg/kg)	酸化還元電位 (mV)
八幡川下流	7	八幡川河口	7.9	0.3	0.6	<0.1	24.2	<0.05	4.7	0.8	<0.01	<0.01	<0.01	4.2	2	190
太田川上流	19	戸坂上水道取水口	7.0	1.3	0.9	<0.1	22.3	0.14	5.9	2.5	<0.01	<0.01	<0.01	7.9	6	143
太田川下流	22	旭橋	7.7	1.6	0.9	<0.1	23.3	<0.05	4.0	1.5	<0.01	<0.01	<0.01	4.5	4	27
旧太田川	58	舟入橋	7.8	0.8	0.7	<0.1	22.1	<0.05	6.6	2.1	<0.01	<0.01	<0.01	6.2	5	76
京橋川	59	御幸橋	7.7	25	4.3	0.2	30.3	0.27	12	5.1	0.06	<0.01	<0.01	17	6	-458
猿猴川	60	仁保橋	7.8	8.2	2.7	0.2	30.6	0.12	10	2.0	0.03	<0.01	<0.01	11	22	-59
猿猴川	61	向洋入江	7.6	31	10.9	1.0	45.9	0.57	37	8.3	0.17	<0.01	<0.01	78	7	-462
天満川	64	昭和大橋	7.7	1.6	1.0	<0.1	23.9	<0.05	6.3	1.8	0.01	<0.01	<0.01	7.7	17	40
元安川	65	南大橋	7.8	1.4	1.0	<0.1	23.1	<0.05	5.5	2.2	<0.01	<0.01	<0.01	7.7	2	50
瀬野川	70	日浦橋	7.0	0.2	0.4	<0.1	20.8	<0.05	2.8	0.6	<0.01	<0.01	<0.01	2.8	29	155
広島湾	85	金輪島西岸	7.7	26	10.1	0.5	53.3	0.47	41	7.5	0.34	<0.01	<0.01	61	1	-329
猿猴川		猿猴橋	7.8	1.8	0.9	0.1	24.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-24
元安川		元安橋	7.7	10	2.5	<0.1	26.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-188

(13) 地下水質調査結果

単位：mg/L

(令和6年度)

区分	地点	測定地点名	測定回数	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	
概況調査	1	東区	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	2	安佐南区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	3	安佐南区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	4	安佐南区③	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	5	安佐北区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	6	安佐北区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	7	安佐北区③	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	8	安芸区	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	9	佐伯区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	10	佐伯区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
継続監視調査	11	中区	2	-	-	N.D.	-	N.D.	-	-	-	-	N.D.	-	N.D.	N.D.	N.D.	
	12	西区①	2	-	-	N.D.	-	N.D.	-	-	-	-	N.D.	-	N.D.	N.D.	N.D.	
	13	西区②	2	-	-	N.D.	-	N.D.	-	-	-	-	N.D.	-	N.D.	N.D.	N.D.	
	14	安佐南区	2	-	-	N.D.	-	N.D.	-	-	-	-	N.D.	-	N.D.	0.005 ~ 0.006	N.D.	
	15	安佐北区①	2	-	-	N.D.	-	N.D.	-	-	-	-	N.D.	-	N.D.	N.D.	N.D.	
	16	安佐北区②	2	-	-	N.D.	-	0.007 ~ 0.009	-	-	-	-	N.D.	-	N.D.	N.D.	0.0007 ~ 0.0009	
	17	安佐北区③	2	-	-	N.D.	-	N.D.	-	-	-	-	N.D.	-	N.D.	N.D.	N.D.	
環境基準値				0.003 以下	検出されないこと。	0.01 以下	0.02 以下	0.01 以下	0.0005 以下	検出されないこと。	0.02 以下	0.002 以下	0.002 以下	0.004 以下	0.1 以下	0.04 以下	1以下	
定量下限値				0.0003	0.1	0.005	0.01	0.005	0.0005	0.0005	0.002	0.0002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

区分	地点	測定地点名	測定回数	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
概況調査	1	東区	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	6.3	0.11	0.01	N.D.
	2	安佐南区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.6	N.D.	N.D.	N.D.
	3	安佐南区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.7	0.16	0.02	N.D.
	4	安佐南区③	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	3.7	0.08	0.01	N.D.
	5	安佐北区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.7	0.17	N.D.	N.D.
	6	安佐北区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.1	0.24	0.15	N.D.
	7	安佐北区③	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.7	0.13	0.04	N.D.
	8	安芸区	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.7	0.08	N.D.	N.D.
	9	佐伯区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.3	0.13	0.01	N.D.
	10	佐伯区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	1.1	0.29	N.D.	N.D.
継続監視調査	11	中区	2	—	N.D.	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	0.61~5.5	0.14~0.16	0.10~0.14	—
	12	西区①	2	—	N.D.	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	N.D.~0.02	0.3~0.33	0.02~0.03	—
	13	西区②	2	—	N.D.	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	0.64~2.4	0.12~0.13	0.06~0.07	—
	14	安佐南区	2	—	N.D.	0.0006~0.0008	—	—	—	—	N.D.	—	N.D.~0.01	0.61~0.62	0.13	—
	15	安佐北区①	2	—	N.D.	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	0.9~1.2	N.D.~0.1	N.D.	—
	16	安佐北区②	2	—	N.D.	N.D.~0.0006	—	—	—	—	N.D.	—	0.88~0.98	0.2~0.27	N.D.	—
	17	安佐北区③	2	—	0.001	N.D.	—	—	—	—	N.D.	—	0.27~0.33	N.D.~0.10	N.D.	—
環境基準値				0.006以下	0.01以下	0.01以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	0.05以下
定量下限値				0.0006	0.001	0.0005	0.0002	0.0006	0.0003	0.002	0.001	0.002	0.01	0.08	0.01	0.005

注1 N.D.:検出されず(定量下限値未満)

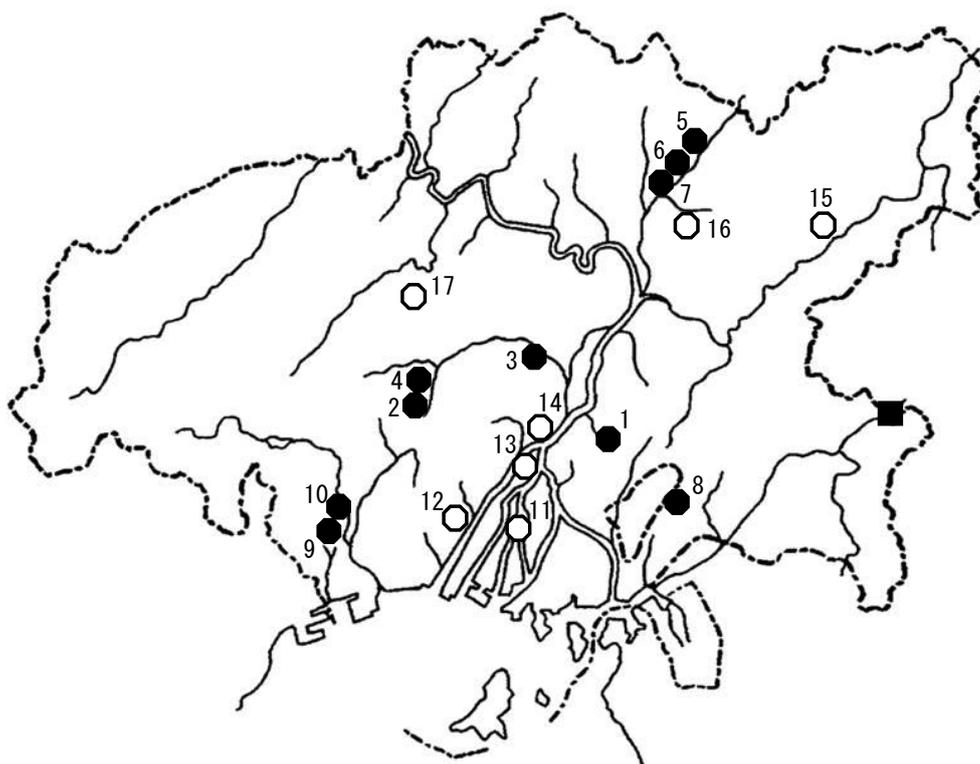
注2 環境基準の達成状況は、年間平均値で評価します。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とします。

(14) 要監視項目調査結果（地下水）

単位：mg/L

（令和6年度）

測定地点名	安芸区③~④	指針値	定量下限値
測定回数	24		
PFOS及びPFOA	0.000070 ~ 0.000044	0.00005以下(暫定)	0.000003



凡例	
●	概況調査測定地点
○	継続監視調査測定地点
■	要監視項目調査測定地点

図30 地下水調査地点（令和6年度）

3 騒音・振動関係

(1) 道路交通騒音に関する環境基準適合状況（路線別適合率）

(令和6年度)

道路種別	路線名称	評価 区間 数	対象 戸数 (百戸)	環境基準 適合率(%)		道路種別	路線名称	評価 区間 数	対象 戸数 (百戸)	環境基準 適合率(%)	
				昼間	夜間					昼間	夜間
高速自動車	山陽自動車道	20	24	95	95	一般県道	南観音観音線	4	11	100	100
高速自動車	中国自動車道	5	1	100	100	一般県道	南原峡線	2	2	100	100
高速自動車	広島自動車道	8	1	100	100	一般県道	八木広島線	3	3	100	100
都市高速道	安芸府中道路(高速1号線)	6	2	86	91	一般県道	八木緑井線	1	14	99	99
都市高速道	府中仁保道路(高速2号線)	11	8	100	97	一般県道	伴広島線	9	48	100	100
都市高速道路	広島南道路(高速3号線)	7	14	100	100	一般県道	浜田仁保線	1	0.5>	100	100
都市高速道路	広島西風新都線(高速4号線)	1	3	86	86	主要地方道	浜田八重可部線	1	0.5>	100	100
一般国道	一般国道2号	29	142	99	89	一般県道	府中祇園線	10	41	100	100
一般国道	一般国道2号(西広島バイパス)	29	71	88	86	一般県道	矢口安古市線	2	16	98	98
一般国道	一般国道2号(東広島バイパス)	3	2	99	99	主要地方道	矢野安浦線	8	20	99	98
一般国道	一般国道31号	6	5	100	97	一般市道	安佐南1区川の内線	1	1	100	100
一般国道	一般国道54号	22	25	94	92	一般市道	安佐南3区長束八木線	1	11	100	100
一般国道	一般国道54号(祇園新道)	7	57	100	100	一般市道	安佐南4区453号線	1	5	100	100
一般国道	一般国道54号(佐東拡幅)	4	5	65	55	一般市道	安佐南4区454号線	1	0.5>	100	100
一般国道	一般国道54号(可部バイパス)	7	8	100	100	一般市道	安佐南4区486・490・739号線、佐伯1区371号線	3	3	100	100
一般国道	一般国道183号	11	95	99	96	一般市道	安佐南4区486号線	1	0.5>	100	100
一般国道	一般国道191号	13	9	97	97	一般市道	安佐南4区488,489号線	2	2	100	100
一般国道	一般国道261号	8	2	99	99	一般市道	駅前観音線	7	49	100	100
一般国道	一般国道433号	4	3	100	100	一般市道	駅前吉島線	9	54	91	90
一般国道	一般国道487号	2	45	100	100	一般市道	横川江波線	5	64	100	99
一般国道	一般国道488号	2	1	100	100	一般市道	霞庚午線	10	38	99	99
主要地方道	安佐豊平芸北線	2	0.5>	97	97	一般市道	吉島観音線	1	10	100	100
一般県道	宇津可部線	5	5	100	100	一般市道	御幸橋三篠線	7	37	100	100
一般県道	下佐東線	7	1	100	100	一般市道	佐伯1区368・373号線	2	1	100	100
主要地方道	下瀬野海田線	2	3	100	100	一般市道	佐伯1区372号線	1	1	100	100
一般県道	可部停車場線	1	2	100	100	一般市道	佐伯1区376号線	1	2	100	100
主要地方道	久地伏谷線	4	2	100	100	一般市道	松原京橋線	3	1	49	52
一般県道	原田五日市線	7	22	99	100	一般市道	常盤橋大芝線	1	17	100	100
一般県道	古市広島線	2	44	100	100	一般市道	西1区335号線	1	7	100	100
一般県道	五日市停車場線	1	8	100	100	一般市道	西2区9号線	1	5	98	99
主要地方道	五日市筒賀線	5	18	100	100	一般市道	西3区82号線	1	11	100	100
一般県道	広島海田線	8	37	99	100	一般市道	西4区210号線	1	1	100	100
一般県道	広島港線	4	18	99	100	一般市道	西5区観音井口線	2	1	100	100
主要地方道	広島三次線	38	93	98	99	一般市道	西5区西部流通環状線	2	9	100	100
主要地方道	広島中島線	17	52	100	99	一般市道	草津沼田線	3	5	100	100
主要地方道	広島湯来線	13	11	82	86	一般市道	草津沼田線(草津沼田道路)	3	2	74	72
主要地方道	広島豊平線	15	72	99	99	一般市道	草津鈴が峰線	3	3	98	98
一般県道	今井田緑井線	3	15	100	99	一般市道	鷹野橋宇品線	4	20	100	100
一般県道	勝木安古市線	5	6	100	100	一般市道	中1区御幸橋三篠線	3	20	100	100
主要地方道	翠町仁保線	6	11	100	100	一般市道	中広宇品線	7	75	100	100
一般県道	瀬野呉線	2	3	99	98	一般市道	中島吉島線	4	40	100	98
主要地方道	瀬野川福富本郷線	5	4	100	98	一般市道	長束八木線	1	11	100	100
一般県道	瀬野船越線	4	18	100	100	一般市道	天満矢賀線	2	12	100	100
一般県道	川角佐伯線	2	1	100	100	一般市道	南1区駅前大洲線	1	4	100	100
主要地方道	大林井原線	1	1	100	100	一般市道	南3区比治山東雲線	2	15	100	100
一般県道	中山尾長線	2	10	100	100	一般市道	南4区659号線	1	4	100	100
一般県道	津江八本松線	1	1	100	100	一般市道	南4区832号線	1	5	99	100
主要地方道	東海田広島線	11	56	100	99	一般市道	白島牛田線	1	7	100	100
主要地方道	東広島白木線	1	1	100	100	一般市道	比治山庚午線	7	53	99	99

注1 路線別適合率は、道路沿道の各住居における基準適合を路線別に集計したものです。

注2 環境基準適合率(%)=環境基準適合戸数/対象戸数×100

注3 環境基準を満たしていない対象があっても、環境基準適合率が100(%)となる場合もあります。

注4 対象戸数は、100戸未満を四捨五入して表記しました(「0.5>」は50戸未満を示します)。

(2) 道路交通騒音・振動測定結果

(令和6年度)

番号	評価区間名称	測定地点	道路近傍騒音 LAeq(dB)		自動車騒音 (3日間のエネルギー-平均値) LAeq(dB)				振動(dB)	
			昼間	夜間	自動車騒音		昼間	夜間		
					昼間	夜間				
1	安芸府中道路(高速1号線)	東区温品町	52	44						
2	一般国道2号(西広島バイパス)	西区観音本町1丁目12番	68	64						
3	一般国道2号(西広島バイパス)	西区己斐本町2丁目21番	64	58	64	○	59	○	40	38
4	一般国道2号(東広島バイパス)	安芸区中野東2丁目26番	54	49						
5	一般国道2号	西区草津南4丁目6番	66	61						
6	一般国道2号(東広島バイパス)	安芸区瀬野南町	49	46						
7	一般国道183号	中区十日市町1丁目1番	69	62						
8	一般国道183号	西区大宮1丁目1番	71	67						
9	一般国道183号	安佐南区長束2丁目4番	73	69						
10	瀬野川福富本郷線	安芸区瀬野3丁目12番	66	58						
11	広島豊平線	安佐南区相田2丁目7番	70	67						
12	広島中島線	東区温品4丁目22番	67	61						
13	広島中島線	東区福田2丁目	68	61						
14	広島中島線	安佐北区深川1丁目5番	66	60						
15	東海田広島線	中区西白島町16番	67	62						
16	下佐東線	安佐南区八木町	67	56						
17	中山尾長線	東区中山西1丁目10番	66	61						
18	比治山庚午線	中区中町8番	61	56						
19	比治山庚午線	西区観音町7番	59	53						
20	草津沼田線	西区草津新町1丁目18番	66	62						
21	中広宇品線	南区比治山公園6番	69	62						
22	安佐南4区454号線	安佐南区大塚東1丁目17番	71	64						
23	安佐南4区486・490・739号線 佐伯1区371号線	安佐南区伴南5丁目	62	55						
24	鷹野橋宇品線	中区千田町3丁目7番	69	63						
25	鷹野橋宇品線	南区宇品西5丁目12番	65	59						
26	吉島観音線	中区舟入川口町18番	68	61						
27	安佐南4区488・489号線	安佐南区伴南4丁目2番	65	61						
28	西3区82号線	西区己斐本町3丁目12番	69	64						
29	安佐南4区486号線	安佐南区伴西3丁目9番	68	63						

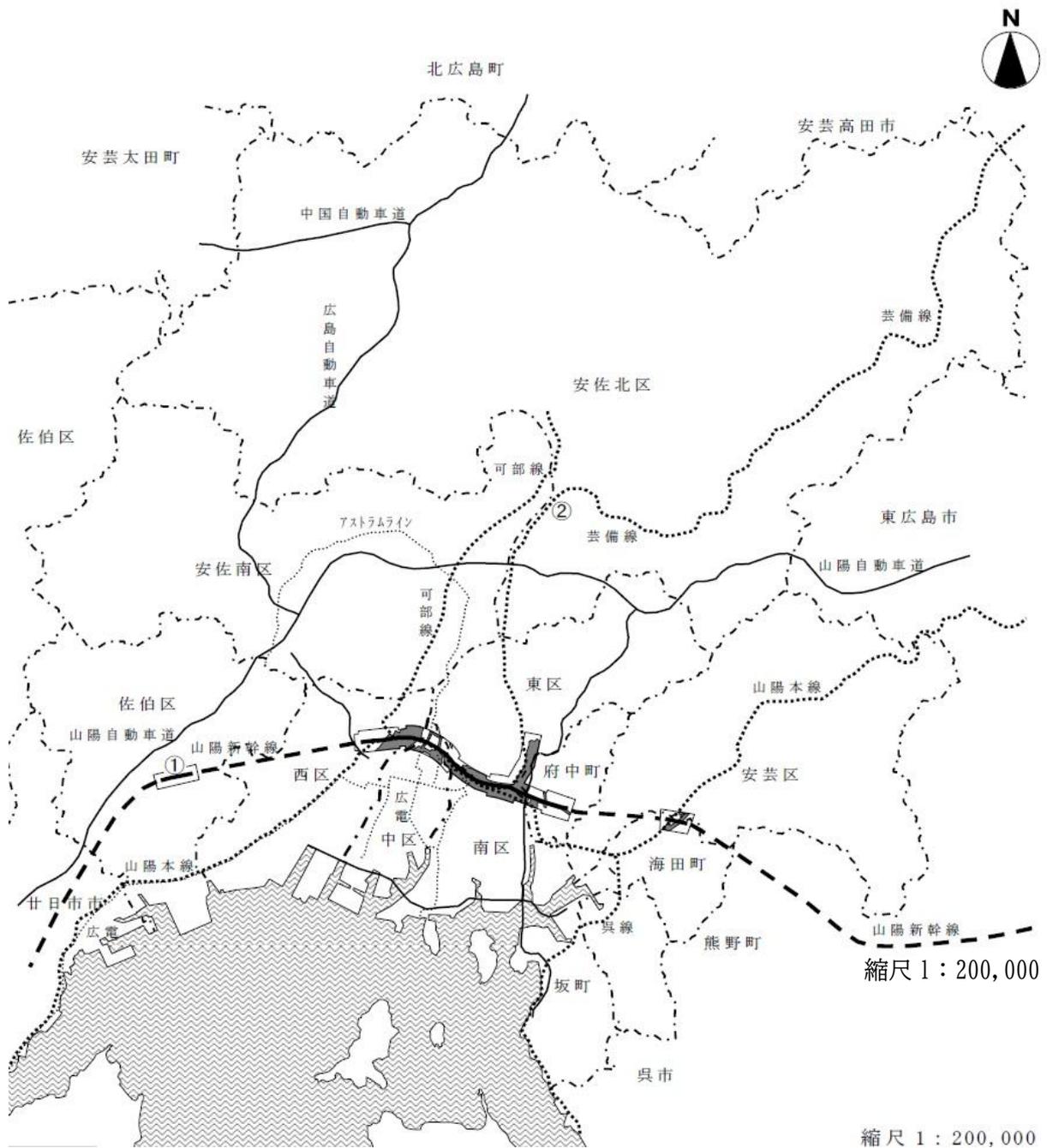
- 注1 自動車騒音(3日間のエネルギー平均値)及び道路交通振動の○印は、自動車騒音の限度内であることを、×印は、自動車騒音の限度を超過すること又は道路交通振動の限度を超過することを示します。
- 注2 道路近傍騒音及び自動車騒音(3日間のエネルギー平均値)の時間区分で、昼間とは午前6時から午後10時までを、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までを示します。
- 注3 道路交通振動の時間区分で、昼間とは午前7時から午後7時までを、夜間とは午後7時から翌日午前7時を示します。

(3) 鉄道騒音・振動測定結果

地点番号	区分	測定地点 (用途地域)	測定 年月日	軌道構造	防音壁 の種類 (軌道面 からの 高さ)	列車 速度 (km/h)	軌道 中心 からの 距離 (m)	騒音 レベル (dB(A))	振動 レベル (dB)
1	新幹線	佐伯区利松二丁目 市道 (第1種住居地域)	令和6年 12月4日	高架橋(ラーメン) (8.4m) スラブ (防振スラブマット 有)	逆L (吸音材有) (2.03m)	258	12.5	76	-
						257	25	73	51
						257	50	69	49
						256	100	64	-
2	在来線	安佐北区落合二丁目 玖第一公園 (第1種住居地域)	令和6年 12月5日	盛土 (0.7m) バラスト	無	41	12.5	昼間 夜間	61 57
							25	61 54 56 50	

注1 騒音レベルは、測定した騒音のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものです。ただし、在来線の騒音については、昼間(7時~22時)、夜間(22時~翌日7時)の等価騒音レベル(LAeq)を求めたものです。

注2 振動レベルは、測定した振動のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものです。



新幹線鉄道騒音に係る環境基準		調査位置図凡例	
地域の類型	基準値	市区境界	-----
I	70 デシベル以下	J R 新幹線	—————
II	75 デシベル以下	J R 在来線	- - - - -
		その他の路線
		高速道路	=====
		海域	~~~~~

図32 鉄道騒音・振動測定地点（令和6年度）

4 有害化学物質関係

(1) 有害大気汚染物質モニタリング結果

(令和6年度)

測定地点 項目	安佐南区役所		比治山測定局		楠那中学校		大林小学校	
	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値
ベンゼン	0.34～1.1	0.60	0.25～1.1	0.60	0.33～1.1	0.63	0.19～0.97	0.50
トリクロロエチレン	(0.008)～0.55	0.11	0.031～0.90	0.27	(0.007)～0.88	0.16	(0.007)～0.11	0.038
テトラクロロエチレン	(0.015)～0.060	0.036	<0.008～0.065	0.036	<0.008～0.054	0.035	<0.008～0.11	0.039
ジクロロメタン	0.41～1.2	0.66	0.31～1.2	0.67	0.31～1.3	0.76	0.40～1.8	0.84
アクリロニトリル	<0.008～(0.018)	(0.009)	<0.008～0.031	(0.010)	<0.008～0.035	(0.012)	0.008～(0.016)	<0.008
アセトアルデヒド	0.77～3.6	1.8	0.85～3.2	1.8	0.83～3.2	1.6	0.46～3.4	1.6
塩化メチル	1.2～1.5	1.3	1.2～1.7	1.4	1.2～1.7	1.4	1.2～1.4	1.3
塩化ビニルモノマー	<0.009～0.044	(0.010)	<0.009～0.047	(0.012)	<0.009～0.049	(0.012)	0.009～(0.024)	<0.009
クロロホルム	0.13～0.33	0.20	0.11～0.25	0.18	0.14～0.23	0.17	0.13～1.0	0.30
酸化エチレン	0.026～0.13	0.052	0.028～0.13	0.051	0.022～0.13	0.048		
トルエン	0.85～4.7	2.4	0.90～5.4	2.9	1.7～85	15	0.69～3.0	1.8
1,2-ジクロロエタン	0.050～0.21	0.10	0.046～0.20	0.11	0.050～0.20	0.11	0.045～0.22	0.10
1,3-ブタジエン	(0.014)～0.052	0.033	0.023～0.067	0.043	(0.014)～0.059	0.036	(0.016)～0.054	0.025
ベンゾ[a]ピレン	<0.003～0.67	0.12	(0.006)～0.70	0.13	0.014～0.68	0.14	<0.003～0.58	0.11
ホルムアルデヒド	0.86～6.2	2.6	1.0～7.3	3.0	1.1～6.7	2.8	0.57～5.7	2.2
水銀及びその化合物	1.5～2.2	1.8	0.89～2.1	1.6	1.4～2.2	1.7	1.5～2.2	1.8
ニッケル化合物	0.37～4.0	1.4	0.43～2.5	1.5	0.32～2.1	1.2	(0.20)～1.7	1.1
ヒ素及びその化合物	0.12～3.5	1.4	0.15～2.8	1.5	0.13～3.5	1.5	0.12～4.1	1.5
ベリリウム及びその化合物	<0.0014～0.036	0.011	(0.0015)～0.042	0.016	<0.0014～0.047	0.019	<0.0014～0.043	0.014
マンガン及びその化合物	1.8～23	9.4	4.0～42	15	6.2～45	17	1.4～25	9.4
クロム及びその化合物	0.43～2.6	1.7	1.4～12	4.2	0.81～5.7	3.0	0.38～2.6	1.6
キシレン	0.33～1.6	0.84	0.35～2.8	1.2	0.44～29	6.0	0.50～1.5	0.81

単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ただし、ベンゾ[a]ピレン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物については ng/m^3)
注 測定は毎月実施しています。

最小値～最大値欄には、その測定結果が検出下限値以上・定量下限値未満の場合はその値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は<検出下限値(数値)>と記載しました。年平均値欄には、当該地点における測定結果の算術平均値を記載しました。ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合は、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いて平均値を算出しました。なお、この方法による計算値が検出下限値以上・定量下限値未満の場合はその値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は<<検出下限値(数値)>>と記載しました。

(2) ダイオキシン類調査結果

ア 大気環境調査結果

単位：pg-TEQ/m³

(令和6年度)

調査地点	第1回 (5月)	第2回 (7月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	年平均値	環境基準値
国泰寺中学校	0.0063	0.0062	0.011	0.0089	0.0081	0.6以下
井口小学校	0.0050	0.0094	0.0073	0.0055	0.0068	
安佐南区役所	0.0062	0.0080	0.012	0.010	0.0091	
可部小学校	0.0072	0.0076	0.012	0.017	0.011	
安芸区スポーツセンター	0.0052	0.011	0.0070	0.0074	0.0077	

イ 公共用水域（河川・海域）調査結果

単位：水質pg-TEQ/L、底質pg-TEQ/g

(令和6年度)

調査地点	水 質				底 質	
	第1回 (7月)	第2回 (12月)	年平均 値	環境基準値	7月	環境基準値
八幡川 泉橋	0.080	0.063	0.072	1以下	1.1	150以下
※太田川 壬辰橋	0.078	-	-		0.22	
太田川 安芸大橋(戸坂上水道取水口)	0.070	0.060	0.065		1.1	
鈴張川 宇津橋	0.076	0.065	0.071		1.1	
根谷川 根の谷橋	0.063	0.062	0.063		1.1	
三篠川 深川橋	0.087	0.065	0.076		1.1	
古川 大正橋(東原)	0.080	0.065	0.073		1.1	
猿猴川 東大橋	0.12	0.063	0.092		2.0	
府中大川 新大州橋	0.066	0.060	0.063		1.1	
瀬野川 貫道橋(貫道)	0.080	0.058	0.069		1.1	
広島湾 江波沖	0.022	0.020	0.021		6.2	
広島湾 井口港沖(17番地点)	0.023	0.025	0.024		7.6	
広島湾 金輪島南	0.022	0.020	0.021		5.9	
海田湾 海田湾中央	0.044	0.029	0.037		12	

※ 国土交通省中国地方整備局による調査（9月実施）

ウ 地下水調査結果

単位：pg-TEQ/L

(令和6年度)

調査地点	調査結果	環境基準値
安佐北区安佐町鈴張	0.013	1以下
安佐北区安佐町鈴張	0.014	
安佐北区安佐町宮野	0.014	
安佐南区川内一丁目	0.013	

エ 土壌調査結果

単位：pg-TEQ/g

(令和6年度)

調査地点	調査結果	環境基準値
西区庚午中四丁目	0.060	1,000以下
西区井口明神二丁目	0.080	
西区井口台四丁目	0.099	
西区己斐上六丁目	0.65	

(3) P R T R制度による届出排出量・移動量の内訳

単位：kg/年（ダイオキシン類は、mg-TEQ/年）

（令和5年度）

物質名	排出量			移動量			排出量・ 移動量
	大気	公共用水域等	合計	下水道	廃棄物	合計	
キシレン	203,950	0	203,950	19	25,810	25,829	229,779
トルエン	170,780	0	170,780	0	40,354	40,354	211,134
エチルベンゼン	87,645	0	87,645	0	22,157	22,157	109,802
トリメチルベンゼン	88,677	0	88,677	0	970	970	89,647
トリクロロエチレン	22,000	0	22,000	0	6,000	6,000	28,000
ヘキサン	21,891	0	21,891	0	1,200	1,200	23,091
ふっ化水素及びその水溶性塩	0	21,100	21,100	0	200	200	21,300
塩化メチレン	8,081	0	8,081	0	7,140	7,140	15,221
マンガン及びその化合物	121	356	477	21	10,887	10,908	11,385
亜鉛の水溶性化合物	0	5,964	5,964	5	3,114	3,119	9,083
メチルイソブチルケトン	7,243	0	7,243	0	750	750	7,993
ほう素化合物	0	6,820	6,820	0	0	0	6,820
ブチルセロソルブ	4,675	0	4,675	0	391	391	5,066
ニッケル化合物	0	510	510	0	4,000	4,000	4,510
ヘプタン	3,210	0	3,210	0	0	0	3,210
1, 4-ジオキサン	910	0	910	0	2,200	2,200	3,110
クロム及び三価クロム化合物	21	0	21	9	2,950	2,959	2,979
硫化(2, 4, 4-トリメチルペンテン)	2,100	0	2,100	0	0	0	2,100
六価クロム化合物	0	0	0	0	2,026	2,026	2,026
ベンゼン	1,943	0	1,943	0	0	0	1,943
N, N-ジメチルアセトアミド	420	0	420	0	1,000	1,000	1,420
4, 4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒ ドラジド	0	0	0	0	1,392	1,392	1,392
鉛及びその化合物	0	0	0	0	1,100	1,100	1,100
酢酸ビニル	1	0	1	0	1,000	1,000	1,001
トリエチルアミン	810	0	810	0	2	2	812
ホルムアルデヒド	530	0	530	0	0	0	530
チウラム	0	0	0	0	450	450	450
メチルナフタレン	268	0	268	0	0	0	268
炭化けい素	0	0	0	0	220	220	220
ニッケル	20	0	20	0	149	149	169
シクロヘキサン	85	0	85	0	74	74	159
モリブデン及びその化合物	0	0	0	0	140	140	140
フェニレンジアミン	0	0	0	0	130	130	130
テルル及びその化合物	0	0	0	0	98	98	98
N, N-ジメチルホルムアミド	0	0	0	0	85	85	85
無機シアン化合物	0	0	0	0	76	76	76
H C F C - 1 2 3	74	0	74	0	0	0	74
ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル	0	0	0	20	49	69	69
ナフタレン	62	0	62	0	4	4	66
エチレングリコールモノエチルエーテル	48	0	48	0	12	12	60
ビス(2-スルフィドピリジン-1-オラ ト)銅	0	0	0	0	60	60	60
ナトリウム = アルケンサルホナート及びナト リウム = ヒドロキシアルカンサルホナート並 びにこれらの混合物	0	0	0	0	36	36	36
ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩	0	0	0	12	19	31	31
エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム 塩及びナトリウム塩	0	0	0	20	10	30	30
スチレン	28	0	28	0	0	0	28
ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	0	0	0	17	9	26	26
N, N-ジシクロヘキシルアミン	20	0	20	0	0	0	20

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z, 12Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物	0	0	0	4	15	19	19
ジエチレングリコールモノブチルエーテル	0	0	0	12	6	18	18
ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩	0	0	0	12	6	18	18
アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩	0	0	0	8	4	13	13
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0	0	0	6	3	9	9
コバルト及びその化合物	2	0	2	0	6	6	8
ジエタノールアミン	0	0	0	3	3	6	6
クメン	4	0	4	0	0	0	4
銅水溶性塩	0	4	4	0	0	0	4
フェノール	1	1	2	0	0	0	2
アセチルアセトン	0	0	0	0	2	2	2
水銀及びその化合物	1	0	1	0	0	0	1
ダイオキシン類	62	0	62	0	16,417	16,417	16,479
合計(ダイオキシン類を除く)	625,620	34,756	660,376	168	136,310	136,478	796,854

注1 排出量・移動量の合計は、各事業所から届け出られた当該データ(ダイオキシン類を除き小数点第一位まで)の合計について小数点第一位で四捨五入し、整数表示したものです。集計結果が小数点以下のものについては、届出があっても表記上「0」となっている場合があります。また、集計結果は表の排出量等の各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合があります。

注2 令和5年度分より、届出対象化学物質が416から515に変更されたことに伴い、届出物質数は増加している。

5 公害関係法令に基づく事業場数等

(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数

(令和6年度末現在)

番号	区 施設種類	区								計
		中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	ボイラー	113	20	88	42	37	58	17	50	425
5	金属溶解炉	4	0	27	0	0	5	3	4	43
6	金属加熱炉	0	0	33	6	1	1	4	1	46
11	乾燥炉	0	0	6	0	3	4	2	4	19
13	廃棄物焼却炉	3	0	3	3	2	8	0	6	25
29	ガスタービン	0	0	1	5	0	0	0	0	6
30	ディーゼル機関	17	11	29	19	10	10	4	18	118
計		137	31	187	75	53	86	30	83	682
工場・事業場数		58	14	42	31	27	41	13	31	257

注 番号は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号です。

(2) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数（電気・ガス工作物）

(令和6年度末現在)

番号	区 施設種類	区								計
		中 区	東 区	南 区	西 区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	ボイラー	0	0	3	0	1	0	0	1	5
29	ガスタービン	47	11	17	13	11	8	2	6	115
30	ディーゼル機関	126	27	63	27	42	35	10	18	348
31	ガス機関	5	0	15	3	0	0	0	6	29
計		178	38	98	43	54	43	12	31	497
工場・事業場数		143 (112)	34 (29)	70 (51)	35 (27)	48 (42)	37 (29)	9 (6)	26 (20)	402 (316)

注1 番号は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号です。

注2 ()内の数字は、電気・ガス工作物のみを設置する工場・事業場数です。

(3) ばい煙発生施設からの硫黄酸化物及び窒素酸化物の年間排出量

(令和5年度)

硫黄酸化物	26.2万㎡N
窒素酸化物	65.3万㎡N

注 大気汚染物質排出量総合調査により算定された排出量です。

(4) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙関係特定施設数

(令和6年度末現在)

番号	施設種類	区									計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区		
2	金属溶解炉	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
3	金属加熱炉	1	0	5	1	0	0	1	0	8	
8	乾燥炉	0	0	4	0	0	1	5	2	12	
11	金属精錬 又は加工用	電気めっき施設 酸洗浄施設	0	0	0	20	1	0	0	21	
	0		0	1	1	0	0	0	2	4	
12	機械製造 又は加工用	電気めっき施設 酸洗浄施設	2	0	21	11	8	0	10	52	
	9		0	13	15	3	1	9	0	50	
14	無機加工施設	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
17	合成樹脂製造 又は加工用	熱処理施設 乾燥施設	0	0	4	2	13	37	6	62	
	0		0	0	0	0	0	0	1	1	
計		12	0	48	51	25	40	31	5	212	
工場・事業場数		3	0	12	12	3	5	7	3	45	

注 番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号です。

(5) 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設数

(令和6年度末現在)

番号	施設種類	区									計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区		
2	塗装施設	1	0	5	0	0	0	6	4	16	
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	0	0	3	0	0	0	0	0	3	
計		1	0	8	0	0	0	6	4	19	
工場・事業場数		1	0	1	0	0	0	1	1	4	

注 番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号です。

(6) 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設数

(令和6年度末現在)

番号	施設種類	区									計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区		
2	鉱物の堆積場	0	0	1	0	0	0	1	1	3	
	土石の堆積場	2	1	9	1	7	17	3	13	53	
3	ベルトコンベア	8	0	19	4	9	94	10	40	184	
	バケットコンベア	0	0	3	0	0	0	0	0	3	
4	破砕機	0	0	5	1	2	35	45	12	60	
	摩砕機	0	0	0	0	0	6	1	0	7	
5	ふるい	0	0	0	0	0	25	2	9	36	
計		10	1	1	37	6	177	22	75	346	
工場・事業場数		43	1	1	19	3	29	9	18	93	

注 番号は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号です。

(7) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん関係特定施設数

(令和6年度末現在)

番号	施設種類	区								計	
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区		
2	無機塗料無機顔料製造用粉碎施設	0	0	0	0	0	29	0	0	29	
3	食料品、飼料又は肥料製造用	原材料粉碎施設	2	0	0	5	0	2	0	4	13
		ふるい分施設	0	0	44	0	0	0	0	2	46
4	セメント加工用加工施設	粉碎施設	0	0	0	0	0	3	0	0	3
		セメントサイロ	6	0	18	1	18	28	2	11	84
		セメントホッパー	0	0	2	0	0	0	0	0	2
		パッチャープラント	2	0	5	1	5	12	1	10	36
		ふるい分施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	自動包装施設	1	0	3	0	0	0	0	0	4	
5	土石製品製造又は加工用	粉碎施設	0	0	6	1	4	30	3	9	53
		ふるい分施設	1	1	2	0	4	23	3	22	56
6	石綿又は合成樹脂用	切断施設	0	0	1	0	3	8	0	0	12
		成型施設	0	0	13	0	0	15	27	0	55
7	粉炭、石炭又はコークスの堆積場	1	0	6	1	0	0	0	0	8	
	粉炭製造施設	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
計		14	1	101	9	34	150	36	58	403	
工場・事業場数		5	1	19	3	15	47	6	26	122	

注 番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第5に掲げる項番号です。

(8) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出数

(令和6年度)

番号	作業の種類	届出件数
1	解体作業	36
2	解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの	0
3	特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業	0
4	改造・補修作業	28
計		64

注 番号は、大気汚染防止法施行規則別表第7に掲げる項番号です。

(9) 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設数

(令和6年度末現在)

施設種類	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
廃棄物焼却炉	3	0	1	3	2	7	0	6	22

(10) 水質汚濁防止法等に基づく特定事業場数

(令和6年度末現在)

番号	区 業種等 通常排水量区分(m ³ /日)	中区			東区			南区			西区		
		50以上	50未満	小計									
1の2	畜産農業							1	1				
2	畜産食料品製造業										2	2	
3	水産食料品製造業				1	1					21	21	
4	保存食料品製造業				2	2					2	2	
5	みそ、しょう油等製造業										3	3	
8	パン若しくは菓子の製造業または製あん業										3	3	
10	飲料製造業										2	2	
11	動物系飼料・有機質肥料製造業												
16	めん類製造業				1	1		1	1		4	4	
17	豆腐又は煮豆の製造業												
18の2	冷凍調理食品製造業							2	2				
19	紡績業又は繊維製品の製造業												
20	洗毛業												
22	木材薬品処理												
23の2	新聞業、出版業、印刷業、製版業										9	9	
27	無機化学工業製品製造業							1	1				
38	石けん製造業												
46	有機化学工場製品製造業							1	1				
51の2	工業用ゴム製品製造業												
53	ガラス又はガラス製品の製造業												
54	セメント製品製造業										1	1	
55	生コンクリート製造業							3	3				
59	砕石業												
60	砂利採取業												
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	1		1				1	1	2			
63の2	空きびん卸売業												
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設							1	1				
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用水道施設				2	2							
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	
66	電気めっき施設							3	3		2	2	
66の3	旅館業				2	2	1	5	6		5	5	
66の4	共同調理場												
66の5	弁当仕出屋										6	6	
66の6	飲食店							1	1		2	2	
67	洗たく業				12	12		21	21		24	24	
68	写真現像業				1	1					4	4	
68の2	病院（病床数300以上）							1	1		1	1	
69	と畜場又は死亡獣畜取扱場										1	1	
69の2	卸売市場										1	1	
70の2	自動車特定整備事業										1	1	
71	自動式車両洗浄施設							15	15	30	30	39	39
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査等		1	1	3	3		4	4		5	5	
71の3	一般廃棄物処理施設		1	1									
71の4	産業廃棄物処理施設							1	1		1	1	
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設												
72	し尿処理施設（501人槽以上）				2	2							
73	下水道終末処理施設	2		2				2	2		1	1	
74	特定事業場から排出される水の処理施設										1	2	3
	指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽）							1	1	2	2	1	3
	計	3	3	6	0	42	42	6	79	85	4	143	147

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

番号	安佐南区			安佐北区			安芸区			佐伯区			計		
	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計
1の2					2	2					3	3		6	6
2	1	1	2	3	4	7		3	3		1	1	4	11	15
3	1	1	2								1	1	1	24	25
4	1	5	6					1	1				1	10	11
5		3	3		12	12		2	2		1	1		21	21
8					1	1					1	1		5	5
10		1	1		5	5		2	2		4	4		14	14
11											1	1		1	1
16		3	3		1	1		1	1		1	1		12	12
17		9	9	1	3	4		1	1		6	6	1	19	20
18の2								1	1					3	3
19		2	2											2	2
20								1	1					1	1
22					1	1								1	1
23の2		1	1		3	3								13	13
27														1	1
38		1	1											1	1
46														1	1
51の2		2	2	1	2	3							1	4	5
53		2	2	1		1							1	2	3
54		1	1		3	3					2	2		7	7
55		3	4		8	8		1	1		5	5	1	19	20
59		1	1		6	6								7	7
60		2	2		1	1								3	3
63		1	1		1	1		3	3		5	5	2	11	13
63の2											1	1		1	1
63の3														1	1
64の2		1	1		1	1	1		1		1	1	1	5	6
65		1	1		4	4	2	7	9		3	3	3	19	22
66		2	2		1	1		4	4					12	12
66の3				1	24	25		3	3	1	11	12	3	50	53
66の4					1	1					1	1		2	2
66の5	1		1	1	2	3		3	3		2	2	2	13	15
66の6		4	4		1	1								8	8
67		40	40		37	37		8	8		30	30		172	172
68		3	3		3	3		1	1		4	4		16	16
68の2		1	1		2	2		1	1					6	6
69														1	1
69の2														1	1
70の2		3	3		1	1		3	3		1	1		9	9
71		73	73		56	56		19	19		49	49		281	281
71の2		6	6		3	3					4	4		26	26
71の3		1	1		1	1								3	3
71の4					5	5					2	2		9	9
71の5					1	1		1	1					2	2
72	1		1	11		11	3		3	3		3	18	2	20
73											1	1	6		6
74		1	1										1	3	4
指定地域 特定施設	1	9	10	2	10	12	2	1	3	1	7	8	9	29	38
計	7	184	191	21	207	228	8	67	75	6	147	153	55	870	925

注1 水質汚濁防止法第5条第1項の規定に基づく特定事業場と瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場を合わせた数です。

注2 番号は、水質汚濁防止法施行令の別表第1に掲げる番号です。

注3 空欄にはゼロが入ります。

(11) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質関係特定事業場数

(令和6年度末現在)

番号	施設	区								計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設	0	4	3	3	14	8	2	7	41
2	養豚業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設	0	4	2	6	8	5	0	2	27
4	流水式塗装施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	8	5	9	22	13	2	9	68

注1 水質汚濁防止法に定める特定施設を設置している事業場を除きます。

注2 番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第7に掲げる項番号です。

(12) 騒音規制法に基づく工場・事業場数

(令和6年度末現在)

番号	施設	区								計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	金属加工機械	16	5	56	47	37	44	36	24	265
2	空気圧縮機等	243	46	149	131	100	110	53	62	894
3	破砕機等	0	2	4	3	9	33	6	11	68
4	織機	0	0	0	1	0	0	0	0	1
5	建設用資材製造機	1	0	1	1	4	9	0	0	16
6	穀物用製粉機	0	0	1	0	0	0	0	0	1
7	木材加工機械	16	4	37	45	30	30	11	14	187
8	抄紙機	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	印刷機械	57	11	32	72	17	5	2	6	202
10	合成樹脂用射出成形機	0	0	0	1	6	15	8	3	33
11	鑄造型機	0	0	0	1	1	2	0	0	4
	計	333	68	280	302	204	248	116	120	1,671

注 番号は、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号です。

(13) 振動規制法に基づく工場・事業場数

(令和6年度末現在)

番号	施設	区								計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	金属加工機械	18	7	44	34	27	45	22	27	224
2	圧縮機	37	9	67	70	54	70	28	32	367
3	破砕機等	0	2	4	2	10	37	4	15	74
4	織機	0	0	0	1	0	0	0	0	1
5	コンクリートブロックマシン等	0	0	0	1	1	0	0	1	3
6	木材加工機械	1	0	5	1	1	3	1	4	16
7	印刷機械	17	3	9	30	8	3	0	5	75
8	ゴム練用又は合成樹脂用ロール機	0	0	0	0	0	2	0	0	2
9	合成樹脂用射出成形機	0	0	0	1	3	16	5	1	26
10	鋳造型機	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	計	73	21	129	140	105	177	60	85	790

注 番号は、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号です。

(14) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音関係特定事業場数

(令和6年度末現在)

番号	施設	区								計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	金属加工機械	52	31	121	151	92	66	66	26	605
2	空気圧縮機等	190	46	103	93	67	75	34	42	650
3	コンクリートブロックマシン等	0	1	1	2	3	2	0	2	11
4	木材加工機械	30	14	42	86	67	39	21	21	320
5	ダイカストマシン	0	0	0	0	0	0	1	0	1
6	オシレートコンベア	0	0	0	0	0	1	0	0	1
7	電動発電機	10	0	0	1	0	0	0	1	12
	計	282	92	267	333	229	183	122	92	1,600

注 番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第10に掲げる号番号です。

(15) 騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出数

(令和6年度)

番号	特定建設作業の種類	届出件数
1	くい打機等	79
2	びょう打機	0
3	さく岩機	601
4	空気圧縮機	152
5	コンクリートプラント等	0
6	バックホウ	158
7	トラクターショベル	5
8	ブルドーザー	1
	計	996

注 番号は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる号番号です。

(16) 振動規制法に基づく特定建設作業実施届出数

(令和6年度)

番号	特定建設作業の種類	届出件数
1	くい打機等	80
2	鋼球	0
3	舗装版破砕機	8
4	ブレーカー	430
計		518

注 番号は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる号番号です。

(17) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係特定施設・事業場数

(令和6年度末現在)

施設種類		区分	施設数	事業場数	純事業場数
肥料又は飼料の製造業	イ	原料置場	14	2	3
	ロ	蒸解施設	15	2	
	ハ	乾燥施設	2	1	
養豚業又は養鶏業	イ	飼養施設	19	14	14
	ロ	収容施設	0	0	
	ハ	飼料調理施設	0	0	
	ニ	鶏ふん乾燥施設	20	8	
計			70	-	17

(18) ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく特定施設数

(令和6年度末現在)

施設種類		区	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
別表1	4	アルミニウム合金の製造	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	5	廃棄物焼却炉	3	0	2	4	3	13	0	6	31
別表2	15	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄装置、湿式集塵施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	4	0	4	4	4	7	0	5	28
	18	下水道終末処理施設	1	0	2	2	0	0	0	0	5
計			8	0	8	10	7	22	0	11	66
工場・事業場数			2	0	3	3	2	13	0	3	26

注 番号は、ダイオキシソ類対策特別措置法施行令別表に掲げる項番号です。

(19) 公害防止管理者等選任状況

(令和6年度末現在)

業 種	種 類	区 分	特定工場数	公 害 防 止 管 理 者 数													
				統括者	主任	大気1種	大気2種	大気3種	大気4種	水質1種	水質2種	水質3種	水質4種	騒音	振動	一般粉じん	ダイオキシン
総 数	選 任		83	68		1		9	15		19		3	25	24	15	1
	未選任		31	28				3		1				23	31	3	
食 料 品 製 造 業	選 任		7	6				5					3				
	未選任		1	2				1									
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	選 任		1	1				1									
	未選任																
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	選 任														1		
	未選任		1	1													
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	選 任		5	4			1	3								5	
	未選任																
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	選 任		1	1				1									
	未選任		1	1				1									
ゴ ム 製 品 製 造 業	選 任		2	2				1		1							
	未選任																
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	選 任		13	8				2		1						10	
	未選任		3	4												3	
鉄 鋼 業	選 任		2	2			1								1		
	未選任		1	1									1	1			
非 鉄 金 属 製 造 業	選 任		1	1			1										1
	未選任		1	1									1	1			
金 属 製 品 製 造 業	選 任		20	13			2			10			8	6			
	未選任		7	8									7	10			
一 般 機 械 器 具 製 造 業	選 任		7	7			2			2			2	2			
	未選任		4	2									4	5			
電 気 機 械 器 具 製 造 業	選 任																
	未選任		2										2	2			
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	選 任		22	21			1	2		5			15	15			
	未選任		8	6						1			7	10			
そ の 他 の 製 造 業	選 任														1	1	
	未選任		2	2				1									
電 気 業	選 任		2	2		1	1										
	未選任																

注1 選任には一部選任も含みます。

注2 空欄にはゼロが入ります。

(20) 年度別公害苦情件数

単位：件

年度	種類	総 数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
令和2年度		333	30	76	170	14	42	0	0	1
3年度		288	32	66	134	13	40	0	0	3
4年度		259	23	60	112	27	34	0	0	3
5年度		283	31	58	124	32	35	0	1	2
6年度		322	40	41	153	40	46	0	1	1

(21) 業種別公害苦情件数

単位：件

(令和6年度)

業種	種類	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
総数		322	40	41	153	40	46	0	1	1
農業		1	0	0	1	0	0	0	0	0
林業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業		154	31	1	84	32	6	0	0	0
製造業		20	1	0	8	1	9	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業		3	0	1	2	0	0	0	0	0
情報通信業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業		3	0	1	1	0	1	0	0	0
卸売・小売業		4	0	1	2	0	1	0	0	0
金融・保険業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業		1	0	0	1	0	0	0	0	0
飲食店・宿泊業		13	0	0	10	0	3	0	0	0
医療・福祉		4	1	0	3	0	0	0	0	0
教育・学習支援業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合サービス業		3	0	0	2	0	1	0	0	0
サービス業(他に分類されないもの)		11	0	3	6	1	1	0	0	0
公務(他に分類されないもの)		2	1	0	0	0	1	0	0	0
分類不能の産業		6	0	2	1	0	3	0	0	0
その他		1	0	0	1	0	0	0	0	0
個人		3	0	0	2	0	1	0	0	0
原因者不明		29	4	1	17	5	1	0	1	0

(22) 公害苦情の解決状況

単位：件

(令和6年度)

区分	種類	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
受理件数(A)		322	40	41	153	40	46	0	1	1
解決件数(B)		319	40	39	152	40	46	0	1	1
未解決件数(C)		3	0	2	1	0	0	0	0	0
解決率(B/A)		99%	100%	95%	99%	100%	100%	-	100%	100%

6 廃棄物関係

(1) 一般廃棄物

ア ごみ排出量の推移

単位：t

年 度	総 量	家庭ごみ	事業ごみ			都市美化ごみ (町内清掃等)	(別 掲) 焼却灰
			一般廃棄物	産業廃棄物	計		
27年度	372,342	211,808	151,054	7,316	158,370	2,164 ^{注1}	35,723 ^{注2}
28年度	366,112	206,599	150,211	7,547	157,758	1,755 ^{注1}	33,736 ^{注3}
29年度	370,065	208,436	151,614	8,410	160,024	1,605	33,593 ^{注4}
30年度	383,808	208,231	151,868	9,470	161,338	14,239 ^{注5}	34,622 ^{注6}
令和元年度	412,218	211,743	149,998	10,041	160,039	40,436 ^{注5}	33,091 ^{注7}
2年度	357,111	220,086	135,882	0	135,882	1,143 ^{注5}	31,285 ^{注8}
3年度	359,785	221,029	136,659	0	136,659	2,097 ^{注9}	33,154 ^{注10}
4年度	354,025	215,225	137,021	0	137,021	1,779 ^{注9}	32,400 ^{注11}
5年度	341,725	204,592	135,817	0	135,817	1,316	28,996 ^{注12}
6年度	332,044	197,442	133,431	0	133,431	1,171	28,464 ^{注13}

資料 広島市環境局業務部業務第一課

注1 平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物に係るものを含みます。

注2 平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず878tを含みます。

注3 平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず1,125tを含みます。

注4 金属くず595tを含みます。

注5 平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物に係るものを含みます。

注6 平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず320tを含みます。

注7 平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず380tを含みます。

注8 平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず1,004tを含みます。

注9 令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物に係るものを含みます。

注10 令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず735tを含みます。

注11 令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず416tを含みます。

注12 令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物由来の処理量も含んだ金属くず581tを含みます。

注13 金属くず513tを含みます。

イ ごみ処理量の推移

単位：t

年 度	焼 却	埋 立	再 生	無害化	計
27年度	304,976	55,986	46,753	350	408,065 ^{注1}
28年度	300,020	53,436	46,049	343	399,848 ^{注1}
29年度	303,775 ^{注2}	55,168	45,220	337	404,500
30年度	308,011 ^{注3}	67,143	43,710	430	419,294 ^{注4}
令和元年度	304,881 ^{注5}	99,835	41,146	333	446,195 ^{注4}
2年度	294,280 ^{注6}	45,086	46,318	374	386,058 ^{注4}
3年度	294,529 ^{注7}	47,243	50,063	352	392,187 ^{注8}
4年度	291,908 ^{注9}	45,794	49,240	334	387,276 ^{注8}
5年度	279,545 ^{注10}	40,984	50,689	276	371,494
6年度	273,063 ^{注11}	39,977	47,932	288	361,260

資料 広島市環境局業務部業務第一課

注1 平成26年8月20日豪雨災害で生じた災害廃棄物の処理量を含みます。

注2 安芸太田町分842tを含みます。

注3 安芸太田町分864tを含みます。

- 注4 平成30年7月豪雨災害で生じた災害廃棄物の処理量を含みます。
 注5 安芸太田町分886tを含みます。
 注6 安佐南工場火災に伴う他市町処理委託分1,496t及び安芸太田町分626tを含みます。
 注7 安佐南工場火災に伴う他市町処理委託分4,611t及び安芸太田町分564tを含みます。
 注8 令和3年8月からの大雨に伴う災害で生じた災害廃棄物の処理量を含みます。
 注9 安芸太田町分851tを含みます。
 注10 安芸太田町分773tを含みます。
 注11 安芸太田町分752tを含みます。

(2) 産業廃棄物

ア 産業廃棄物処理業許可の内訳

業の区分	許可区分	件数			
		令和5年度末		令和6年度末	
産業廃棄物 処理業	収集運搬業		167		160
	処分業	中間処理業	119	114	122
		最終処分業		5	5
特別管理産業廃棄物 処理業	収集運搬業		28		28
	処分業	中間処理業	6	6	6
		最終処分業		0	0

資料 広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

注 区分を重複して許可を有する場合は、区分ごとに計上しています。

イ 産業廃棄物処理施設設置状況

(令和6年度末)

区分	設置数		計
	民間	公共	
汚泥の脱水施設	6	—	6
汚泥の焼却施設	7	—	7
廃油の油水分離施設	2	—	2
廃油の焼却施設	7	—	7
廃プラスチック類の破碎施設	15	—	15
廃プラスチック類の焼却施設	8	—	8
木くず・がれき類の破碎施設	51	—	51
その他の焼却施設	10	—	10
シアン化合物の分解施設	1	—	1
廃水銀等の硫化施設	1	—	1
最終処分場	7	1	8
合計	115	1	116

資料 広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

注 焼却施設、破碎施設は、2種類以上の廃棄物を処理している場合は、それぞれに計上しています。

7 環境基準

環境基準は、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、次のように定められています（広島市関係分について抜粋）。

(1) 大気汚染に係る環境基準

（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊 粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学 オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
-------	----------------------------------------------------------------------	--------------------------------

（平成21年9月9日環境省告示第33号）

微小 粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

(2) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102-3の14.3、14.4又は14.54に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと	規格K0102-2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない)の分析を行う方法又は付表1(蒸留操作は装置にて行う)に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3の13.2、13.3、13.4又は13.5
六 価 ク ロ ム	0.02mg/L以下	規格K0102-3の24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) <ol style="list-style-type: none"> 規格K0102-3の24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) <p>試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。</p> 規格K0102-3の24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 <p>1に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。</p>
砒 素	0.01mg/L以下	規格K0102-3の20.3、20.4又は20.5に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表4に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル プ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L以下	規格K0102-3の26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4に定める方法

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
ふ っ 素	0.8mg/L以下	規格K0102-2の5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5に定める方法
ほ う 素	1mg/L以下	規格K0102-3の5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「イ 生活環境の保全に関する環境基準」において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(ア) 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000 CFU/100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—
測定方法		規格 K0102-1の12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-1の18に定める方法	付表8に掲げる方法	規格K0102-1の21.2、21.3、21.4及び21.5又は隔膜電極若しくは光学式センサーを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102-5の5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)

- 注
- 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 3級 コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水 1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 3級 特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
測定方法		規格K0102-3の12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4の6.2.5に掲げる方法

備考 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(1) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100ml以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
測定方法		規格 K0102-1 の12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-1 の17.2に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格 K0102-1 の21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサーを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102-5 の5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に定める方法(ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃(凍結させない)の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	規格 K0102-1 の22.5に定める方法に掲げる方法

備考 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。

- 注
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水産 1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 - " 2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
 - 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格K0102-2の17.4又は17.5(17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格K0102-2の18.4(18.4.1.4のb)を除く。)に定める方法

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 注
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 - " 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 - " 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 - 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
測定方法		規格 K0102-3 の12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格 K0102-4 の6.2.5に定める方法

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
測定方法		規格K0102-1の21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法

備考 基準値は、日間平均値とする。

ウ 広島市内水域に係る生活環境の保全に関する
環境基準の類型指定

昭和45年 9月 1日 閣議決定
昭和49年10月 1日 広島県告示第806号
昭和50年 6月13日 広島県告示第527号
昭和60年 3月18日 広島県告示第273号
昭和61年 3月31日 広島県告示第323号

水域名	名 称	範 囲	当 該 類 型	指 定 年 月 日	指 定 機 関
広島市内水域	太田川上流	行森川合流点から祇園水門まで	河川-A	S45.9.1	国
	太田川下流	祇園水門より下流	// -B		
	天満川	全域	// -A		
	旧太田川	全域	// -A		
	元安川	全域	// -A		
	京橋川	全域	// -A		
	猿猴川	全域	// -B		
	瀬野川	全域	// -B	S60.3.18	広島県
				S45.9.1	国
八幡川水域	八幡川上流	郡橋より上流	// -A	S50.6.13	広島県
	八幡川下流	郡橋より下流	// -B		
太田川関連支川水域	水内川	全域	// -A	S50.6.13	広島県
	太田川上流(二)	明神橋から行森川合流点まで	// -A		
	吉山川	全域	// -A		
	鈴張川	全域	// -A		
	根谷川上流	代田一合橋より上流	// -A		
	根谷川下流	代田一合橋より下流	// -B		
	三篠川	全域	// -A		
	安川	全域	// -B		
	古川下流	安川合流点より下流	// -B		
府中大川	全域	// -D	S61.3.31		
広島湾水域	海田湾	別記1の水域	海域-B	S49.10.1	広島県
	広島市地先海域	別記2の水域	// -A		
	五日市・廿日市地先海域	別記3の水域	// -A		
	広島湾	別記4の水域	// -A		

別記

- 1 共永興業株式会社広島営業所坂倉庫敷地(安芸郡坂町字鯛尾5708番地の16)西側北端から広島港宇品外貿ふ頭岸壁西南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(海田湾)
 - 2 広島市宇品島南端から八幡川河口左岸南方1,500mの地点(北緯34度21分2秒、東経132度23分22秒。以下、「八幡川沖合地点」という。)まで引いた線、同地点から八幡川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(広島市地先海域)
 - 3 八幡川河口左岸から八幡川沖合地点まで引いた線、同地点から廿日市市鱈浜鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(五日市・廿日市地先海域)
 - 4 廿日市市鱈浜鼻から厳島聖崎まで引いた線、同島セング鼻から西能美島豪頭鼻まで引いた線、江田島二ツ小島から呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、海田湾、広島市地先海域及び五日市・廿日市地先海域に係る部分を除いたもの(広島湾)
- 注 五日市・廿日市地先海域、広島湾は海域-A類型であるが、大腸菌数については、自然環境保全を利用目的としている地点の環境基準が適用される。

エ 海域の窒素・磷に係る水質環境基準の類型指定

(平成9年4月10日 広島県告示第450号)

水域名	範 囲	該 当 類 型	指 定 年 月 日	指 定 機 関
広島湾北部	別記1の水域	海域 III	平成9年4月10日	広島県
広島湾南部	別記2の水域	海域 II	平成9年4月10日	広島県

別記

- 1 (広島湾北部)
廿日市市鱈浜鼻と似島大筏鼻を結ぶ線、同地点と金輪島金輪尻ノ鼻を結ぶ線、同地点と安芸郡坂町タツガ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 2 (広島湾南部)
廿日市市鱈浜鼻と厳島聖崎を結ぶ線、同島セング鼻と西能美島豪頭鼻を結ぶ線、江田島二ツ小島と呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、広島湾北部に係る部分を除いたもの

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3の14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102-2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行われ。）の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行われ。）に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102-3の13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格K0102-3の24.3（24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。） 1 規格K0102-3の24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3の24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102-3の20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102-3の26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4に定める方法

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
ふ っ 素	0.8mg/L以下	規格K0102-2の5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び5.5に定める方法
ほ う 素	1mg/L以下	規格K0102-3の5.2、5.5又は5.6に定める方法
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2の15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2の14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シ マ ジ ン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル プ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふ っ 素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほ う 素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(5) 騒音に係る環境基準

ア 道路に面する地域以外の地域 (平成10年9月30日環境庁告示第64号)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

イ 道路に面する地域 (平成10年9月30日環境庁告示第64号)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注 「車線」とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値 (平成10年9月30日環境庁告示第64号)

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

- 注 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。
- 3 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

エ 地域の類型指定

(平成24年3月30日広島市告示第116号)

該当類型	地域の区分
AA	該当地域なし
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域の定めのある地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域(C類型に該当する地域を除く。)
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。))及び字岡野原(778番地の1から778番地の14までの地域に限る。)の地域
備考	この表に掲げる地域(用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。)は、平成17年4月25日における町、字又は地番の区域によって表示されたものとする。

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

イ 地域の類型指定

(昭和52年6月10日広島県告示第406号)

該当類型	地域の区分	地域の範囲
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線(トンネルの部分(両側のトンネルの出入口からトンネルの中央部方向に150メートル以内の部分を除く。)を除く。)から左右両側それぞれ300メートル(橋りょう構造に係る部分については、400メートル)以内の地域(広島車輛基地に係る側線部分(分岐点51イロから軌道の末端までの部分に限る。))については、両端の軌道の中心線(末端から進行方向に300メートルを加えた部分を含む。)から外部方向にそれぞれ
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	300メートル以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に300メートル以内の地域)

(7) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成11年12月27日環境庁告示第68号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
- 4 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 5 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 6 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 7 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(8) 有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4環告4)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 (H30.11.19環告100)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4環告4)	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 (H13.4.20環告30)	

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

8 その他の基準

(1) 公共用水域の要監視項目指針値

(平成5年3月8日環水管第21号ほか)

項 目	指 針 値	測 定 方 法
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/L以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008mg/L以下	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005mg/L以下	
フェニトロチオン（MEP）	0.003mg/L以下	
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04mg/L以下	平成5年環水規121号付表2に掲げる方法
オキシ銅（有機銅）	0.04mg/L以下	
クロロタロニル（TPN）	0.05mg/L以下	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
プ ロ ピ ザ ミ ド	0.008mg/L以下	
E P N	0.006mg/L以下	
ジクロロボス（DDVP）	0.008mg/L以下	
フェノブカルブ（BPMC）	0.03mg/L以下	
イプロベンホス（IBP）	0.008mg/L以下	
クロルニトロフェン（CNP）	—	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
ト ル エ ン	0.6mg/L以下	
キ シ レ ン	0.4mg/L以下	平成5年環水規121号付表3の第1又は第2に掲げる方法
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	
ニ ッ ケ ル	—	規格K0102-3の18.4、18.5又は規格K0102-3の4.5.3に定める方法（ただし、測定波長232.0nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3の13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）
モ リ ブ デ ン	0.07mg/L以下	規格K0102-3の27.2、27.3又は規格K0102-3の4.5.3に定める方法（ただし、測定波長313.3nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3の13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）
ア ン チ モ ン	0.02mg/L以下	規格K0102-3の21.2、21.3又は21.4に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号付表1に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号付表2に掲げる方法
全 マ ン ガ ン	0.2mg/L以下	規格K0102-3の15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。）
ウ ラ ン	0.002mg/L以下	規格K0102-3の30.2又は30.3に定める方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） 及びペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下 （ 暫 定 ）	令和2年環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法

(2) 底質の暫定除去基準値

(昭和63年9月8日環水管第127号)

物質	底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)
水銀	25 ppm以上
P C B	10 ppm以上

(3) 自動車騒音の限度

(平成12年3月2日総理府令第15号・昭和61年4月1日広島市告示第96号)

区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間(6時~22時)	夜間(22時~翌6時)
a区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65デシベル	55デシベル
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70デシベル	65デシベル
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	近接区域	75デシベル	70デシベル
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	1車線	65デシベル	55デシベル
	用途地域の定めのない地域 (c区域に該当する区域を除く。)	2車線以上 近接区域	75デシベル	70デシベル
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。))及び字岡野原(778番地の1から778番地の14までの地域に限る。)の地域	車線を有する道路 近接区域	75デシベル	70デシベル

- 注 1 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
 2 「車線」とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
 3 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から15メートルまでの範囲、また、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。
 4 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

(4) 道路交通振動の限度

ア 基準値

(振動規制法施行規則第12条)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注 振動レベルは、測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

イ 区域の区分の指定

(昭和61年4月1日広島市告示第97号)

区域の区分	区 域 の 範 囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第2種区域に該当する区域を除く。）
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。））の地域

ウ 時間の区分の指定

(昭和61年4月1日広島市告示第97号)

時間の区分	時 間
昼 間	午前7時から午後7時まで
夜 間	午後7時から翌日の午前7時まで

(5) 有害大気汚染物質に係る指針値

物 質	指 針 値	備 考
アクリロニトリル	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	平成15年9月30日環境省通知
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
水 銀	年平均値 $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下	
クロロホルム	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	平成18年12月20日環境省通知
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
ヒ素及びその化合物	年平均値 $6\text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下	平成22年10月15日環境省通知
マンガン及びその化合物	年平均値 $0.14\mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下	平成26年5月1日環境省通知
アセトアルデヒド	年平均値 $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	令和2年8月20日環境省通知
塩 化 メ チ ル	年平均値 $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	